

欧米主要国の資金循環統計

2000年11月

日本銀行調査統計局

はじめに

我が国をはじめとする主要国では、1950年代頃からそれぞれ資金循環統計を作成・公表しています。しかし、これまでは、作成方法が国によって異なることから、国際比較は必ずしも容易ではありませんでした。こうした状況の中、国民経済計算の新しい体系（93SNA）が公表されたのを機に、IMFでは金融統計の新しい基準（MFSM：Monetary and Financial Statistics Manual）の検討を進めてきました（2000年10月に公表）。各国では、新しい基準作りに参画するとともに、併行して自国の資金循環統計の見直しを進めており、この結果、見直し後の各国の資金循環統計は、従来の統計に比べ容易に国際比較できるようになっていきます。もっとも、金融制度が異なるなど各国の個別事情もあって、必ずしも完全に調和がとれたものとは言えないのが実情です。

本資料は、見直し作業の過程において、各国との意見交換等を通じ蓄積した欧米主要国の資金循環統計に関する情報を整理するとともに、国際比較する上で、留意すべき点を取りまとめたものです。あくまで統計の解説を目的としており、各国の資金循環そのものを分析したものではありませんが、各国の統計の定義や意味を理解することは、国際比較や分析を行う際に必要不可欠と考えられます。こうした観点から、とくに、第1章では、資金循環統計を用いた国際比較の代表的な分析例を示し、統計上の差違などを解説しました。したがって、主な留意点については、第1章をお読みいただければ、概ね把握することが可能です。

なお、我が国の資金循環統計の詳細については、「資金循環統計の解説」（1999年6月）、「資金循環統計の作成方法」（2000年8月）の形で公表していますので、こちらを併せてご利用下さい。

本資料は、現時点で把握している情報に基づいて作成したものです。お気付きの点がありましたら、下記までご連絡頂きたい、宜しくお願い申し上げます。

日本銀行調査統計局経済統計課

長野 Tel: 03-3277-3040
tepei.nagano@boj.or.jp

宇都宮 Tel: 03-3277-1574
kiyohito.utsunomiya@boj.or.jp

主要国の資金循環統計の概要

	日本	米国	イギリス	ドイツ	フランス
作成当局	日本銀行	Federal Reserve Board	Office for National Statistics	Deutsche Bundesbank	Banque de France
作成周期	四半期	四半期	四半期	年	年(一部四半期)
公表時期	11～12週間後	10週間後	10～11週間後	20週間後	16週間後
データ始期	1954年～	1946年～	1963年～	1950年～	1953年～
部門×取引項目	46×51	32×33	14×44	10×20	25×47
調整表(注1)		家計、対家計民間 非営利団体、非金 融企業のみ	×	×	
資本勘定(注2)	×		×		×
インターネット・ ホームページ	http://www.boj.or.jp/down/siryo/dsiryo.htm	http://www.federalreserve.gov/release/Z1/	http://www.statistics.gov.uk	http://www.bundesbank.de/	http://www.banque-france.fr/
出版物	金融経済統計月報	Flow of Funds Accounts	Financial Statistics	Monthly Report (6月号)	Comptes et Indicateurs Economique (注3)

- (注) 1 . 明示的に示されていない国でも、残高の前期差から取引額を控除することで調整額を導出することは可能。
- 2 . 資金循環統計における資本調達勘定の実物面(資本勘定)に関する推計の有無。
- 3 . INSEE(フランス経済統計局)出版。

< 目 次 >

	ページ
第1章 資金循環統計の国際比較と分析上の留意点	
1 . 金融仲介機関の資産・負債構成	1
2 . 家計の金融資産	6
3 . 非金融法人企業の負債構成	9
4 . 経済主体別の資金過不足	11
5 . 国債の保有者別内訳	12
6 . 株式・出資金の保有者別内訳	14
7 . 投資信託、年金基金の資産構成	15
第2章 欧米主要国の資金循環統計	
1 . 米国の資金循環統計	17
2 . イギリスの資金循環統計	42
3 . ドイツの資金循環統計	54
4 . フランスの資金循環統計	65
付 部門・取引項目一覧	79

第1章 資金循環統計の国際比較と分析上の留意点

資金循環統計は、一国の経済主体（部門）間の資金の流れとその間の債権・債務関係を包括的に示した金融統計である。したがって、各国の資金循環統計を比較することにより、それぞれの国の金融活動の特徴を多面的に捉えることが可能である。

本章では、日本、米国、イギリス、ドイツ、フランスについて、部門別の資産・負債構成や資金過不足を比較する代表的な図表を示すとともに、各国の資金循環を比較・分析するうえで必要な統計上の定義の差違や留意点について概説する¹。

1. 金融仲介機関の資産・負債構成

金融仲介機関の資産・負債構成について比較を行ったものが、図表1である。この図表の特徴は、金融仲介機関（中央銀行は除く）を銀行等の預金取扱機関、保険・年金基金およびその他金融仲介機関に分類し、その資産・負債構成の内訳を表示することにより、各国の金融仲介構造が明らかになる点である。

この図表から、我が国の金融仲介構造の特徴は、欧州諸国同様、預金取扱機関を通じた金融仲介が中心となっていること、資金運用部が含まれるその他金融仲介機関のウェイトが比較的高いこと、などであることを読み取ることができる。このほか、金融仲介機関全体でみた資産に占める貸出の割合が、我が国が主要国の中で最も高いことも分かる。

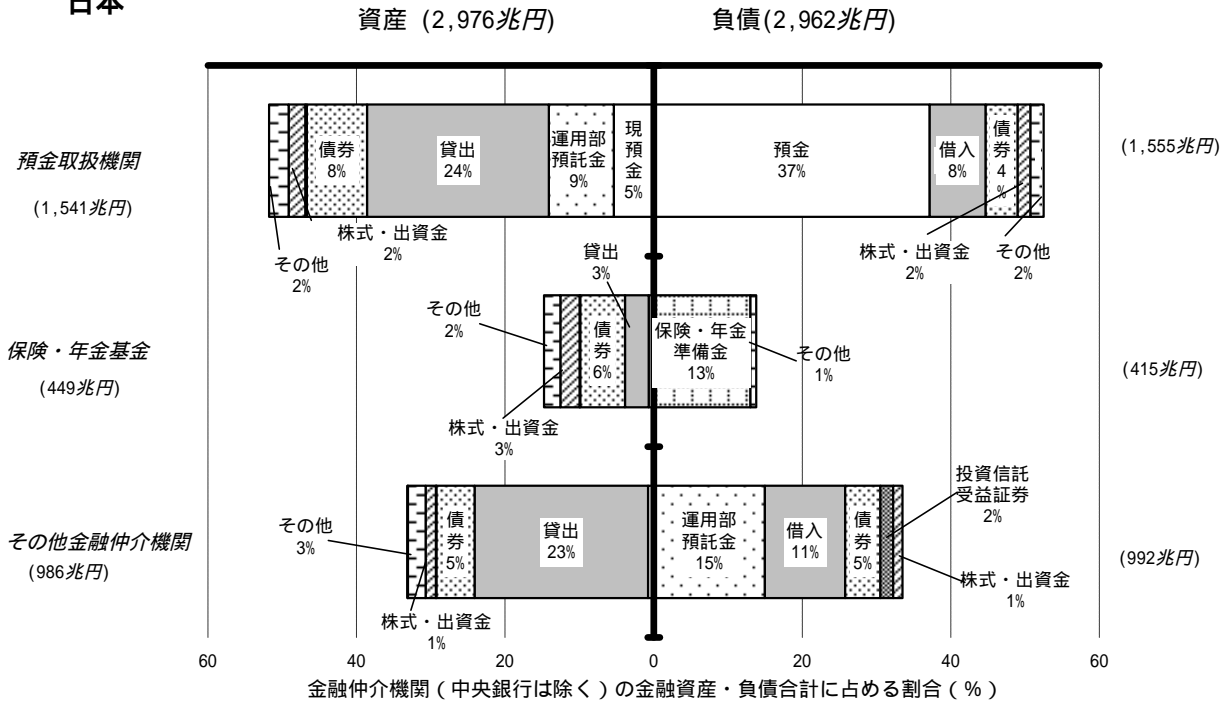
図表1に関して、統計上の定義について留意すべき点として、我が国が同一部門の預金をネットアウトせずグロスで計上しているのに対し、ドイツでは、金融機関預金やコール等をネットで、また、米国でもフェデラルファンド等をネットで計上していることが挙げられる。このため、我が国に比べ、これらの国の預金取扱残高が相対的に小さくなる傾向にあることを留意する必要がある²。

¹ ここでは、国際比較が可能なように、各国の部門、取引項目を組み替えている（具体的な内容は、「付 部門・取引項目一覧」の欄外を参照）。なお、資金循環統計は、確報公表後もリバイスされるため、分析を行う場合には、最新のデータか否かを確認する必要がある。

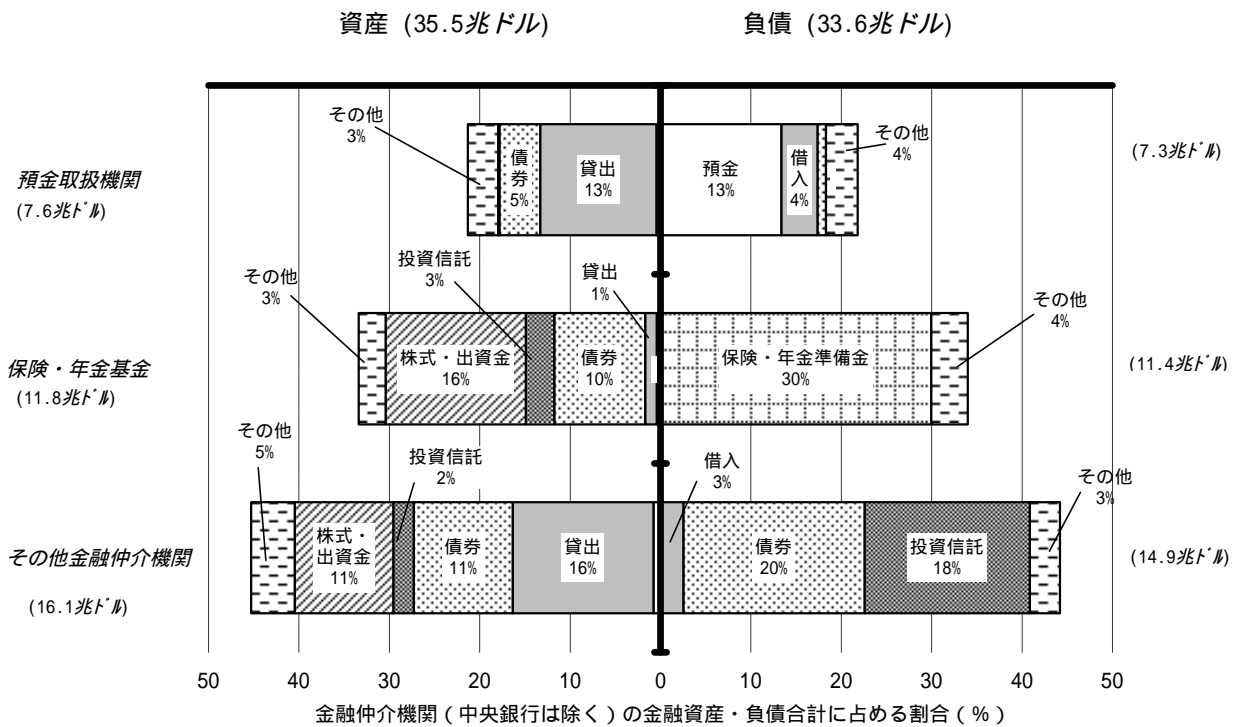
² もっとも、我が国について、預金取扱機関の現金・預金を全てネットアウトしたとしても、当該比率は、金融仲介機関の資産総額の5%であり、全体的な姿に大きな変化をもたらすものではない。

図表1 金融仲介機関の資産・負債構成（1999年12月末）

日本



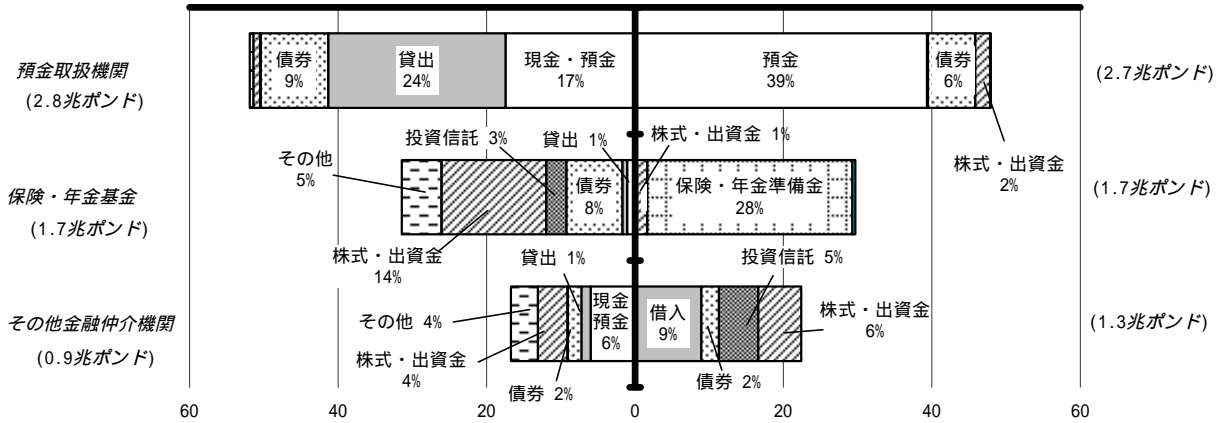
米国



イギリス

資産 (5.4兆ポンド)

負債 (5.7兆ポンド)

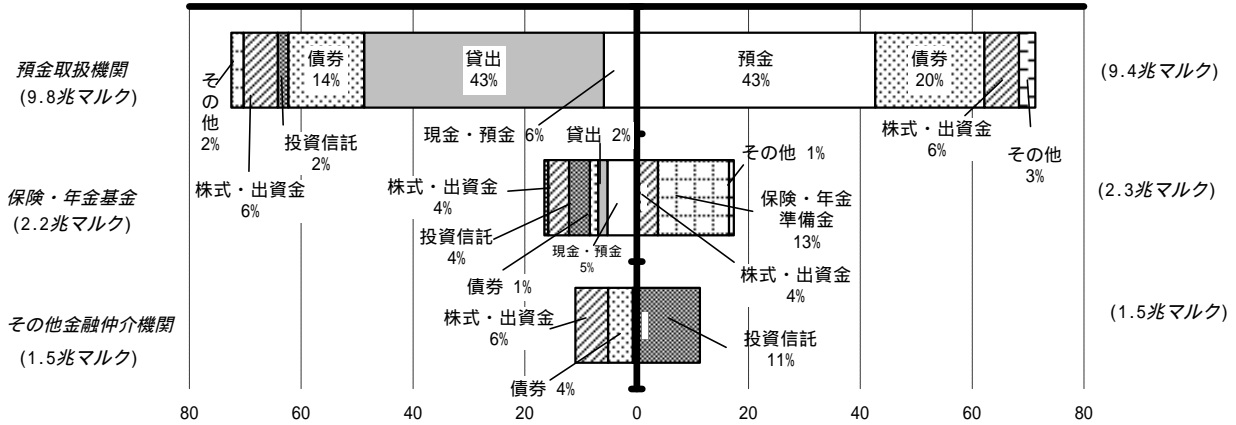


金融仲介機関 (中央銀行は除く) の金融資産・負債合計に占める割合 (%)

ドイツ

資産 (13.5兆マルク)

負債 (13.0兆マルク)

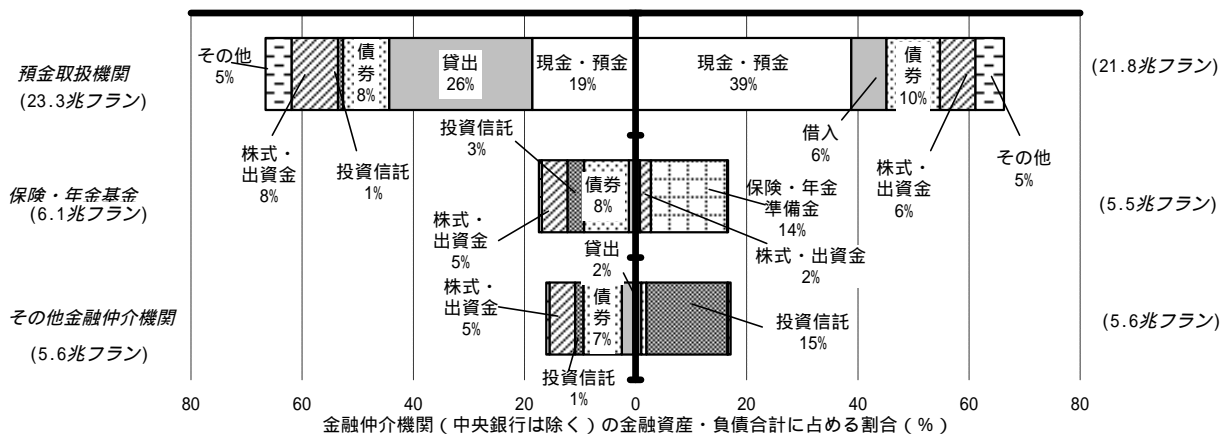


金融仲介機関 (中央銀行は除く) の金融資産・負債合計に占める割合 (%)

フランス

資産 (35.0兆フラン)

負債 (32.9兆フラン)



金融仲介機関 (中央銀行は除く) の金融資産・負債合計に占める割合 (%)

また、我が国では公的金融機関を基本的にその他金融仲介機関に分類しているのに対し、フランスでは、公的金融機関に類する金融機関（Caisse des Depot等）も預金取扱機関に分類しているため、フランスのその他金融仲介機関が相対的に小さくなっている。なお、米国では、その他金融仲介機関に、政府後援金融機関や証券投資信託、ファイナンス会社等を一括して計上している。

このほか、統計上の定義の差違等で留意すべき点は、以下のとおりである。

（部門の定義）

- ・ 預金取扱機関、保険・年金基金、その他金融仲介機関といった内訳部門は、国際標準となっているが、米国はこれらの部門毎の集計値を算出していない。そこで米国については、資金循環統計の解説書に従い、内訳部門を以下のように分類して計上する必要がある。

米国資金循環統計における各部門の分類

中央銀行	通貨当局 (Monetary Authority)
預金取扱機関	商業銀行 (Commercial Banking), 貯蓄金庫 (Savings Institutions), 信用組合 (Credit Unions)
保険・年金基金	生命保険 (Life Insurance Companies), 非生命保険 (Other Insurance Companies), 民間年金基金 (Private Pension Funds), 州・地方職員退職基金 (State and Local Government Employee Retirement Funds)
その他金融仲介機関	MMMF, ミューチュアルファンド (Mutual Funds), クローズド・エンドファンド (Closed-End Funds), 政府後援金融機関 (Government Sponsored Enterprises), モーゲージプール (Federally Related Mortgage Pools), A B S 発行機関 (Issuers of Asset-Backed Securities), ファイナンス会社 (Finance Companies), モーゲージ会社 (Mortgage Companies), 不動産投資信託 (Real Estate Investment Trusts), ディーラー・ブローカー (Security Brokers and Dealers), ファンディング会社 (Funding Corporations)

- ・ イギリス、ドイツでは、中央銀行が預金取扱機関に含まれている。
- ・ ドイツでは、企業年金の年金準備金は年金基金ではなく企業の債務として認識しており、運用資産も企業の資産として認識している。このため、保険・年金基金の範囲は他国に比べると狭くなっている。
- ・ ユニバーサル・バンキングが広く認められているドイツ、フランスでは、「その他金融仲介機関」の残高の太宗は投資信託である（ノンバンクや証券会社は、実態として殆ど存在しない）。

(取引項目の定義)

・現金・預金

我が国では、譲渡性預金は預金に含めているが、イギリス、ドイツ、フランスでは、債券（株式以外の証券）として計上している。また、我が国では資金運用部預託金を預金に含めず、独立の取引項目としているが、他の国においては、これに類似する取扱いはみられない。

・貸出

我が国とドイツでは、民間金融機関の貸出について、直接償却額のほか間接償却額も控除した実質ベースの金額を計上しているが、他の国では直接償却額のみを控除している（我が国でも、公的金融機関の貸出は直接償却額のみ控除している）。

・債券

米国では債券を額面ベースで計上しているのに対し、それ以外の国では時価ベースで計上している。

・保険・年金準備金

保険準備金について、我が国では積立型保険に係る責任準備金のみを計上しているが、それ以外の国では積立型保険のほか掛捨て型保険に係る責任準備金も計上している。

一方、企業年金については、米国では年金数理計算に基づいた額を年金準備金として計上しているが、それ以外の国は運用資産を基に計上している（米国では運用資産と年金準備金の乖離分として年金基金の積立不足を計上しているが、年金数理計算に基づいた年金準備金の計数の入手が数年に一度であり、入手時期も遅れるため、実態を正確に反映しているとは限らない）。

2. 家計の金融資産

家計の金融資産について、その資産構成と一人当たり残高³を比較したものが図表2である。この図表では、家計の金融資産運用の特徴を把握することができるとともに、一人当たりの資産金額の差違も示される。

図表2をみると、我が国の家計の保有資産全体に占める現金・預金の比率が5割を越えており、その比率は主要国の中でも極めて高いことがわかる。このことから、我が国の家計の資産選択がリスク回避的であることが窺われる。

図表2に関して、統計上の定義について留意すべき点として、家計の範囲が挙げられる。我が国とフランスは、対家計民間非営利団体を独立部門として計上しているのに対し、米国、イギリス、ドイツでは、これを分離していない⁴。また、計数上影響が大きいと考えられるものとして、個人企業の扱いがある。すなわち、我が国は、93SNAに基づき、これを家計に含めているが、米国は非金融個人企業を独立計上⁵して非金融法人企業とともに非金融企業として計上している。また、その他の国も勘定を分離することができる個人企業に関しては法人と見なし、非金融法人企業に含めている。この結果、これらの国々については、我が国に比べ、相対的に家計の金融資産が小さくなっている可能性がある。

なお、米国については、個人企業の金融資産を家計に含めていない一方、個人企業の実物資産を含んだ正味資産（保有する資産から負債を差し引いたもの）を家計の個人企業に対する出資金として計上しており、その分は家計の金融資産となっている。このため、資産構成に占める株式・出資金の相対的な割合が高くなっているほか、金融資産総額もむしろ相対的に大きくなっている可能性が大きい。

家計の範囲に関する留意点

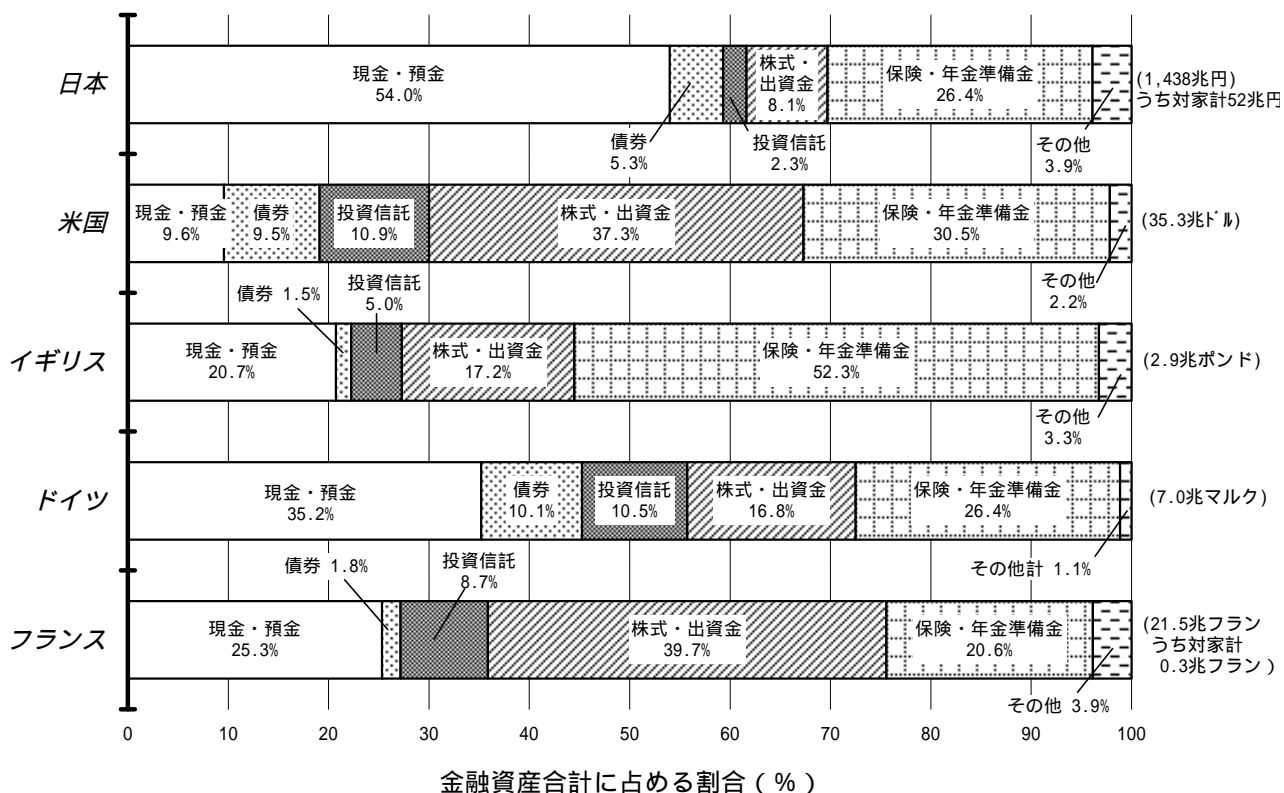
	個人企業の計上部門	対家計民間非営利団体の取扱い
日本	全て家計	独立した部門として計上
米国	企業(ただし、家計が正味資産全額を出資)	家計に含める
イギリス	勘定が分離しているものは企業	家計に含める
ドイツ	勘定が分離しているものは企業	家計に含める
フランス	勘定が分離しているものは企業	独立した部門として計上

³ 人口は「人口推計年報（総務庁）」を、為替相場は「東京市場 17:00 時点（月末）」を使用。

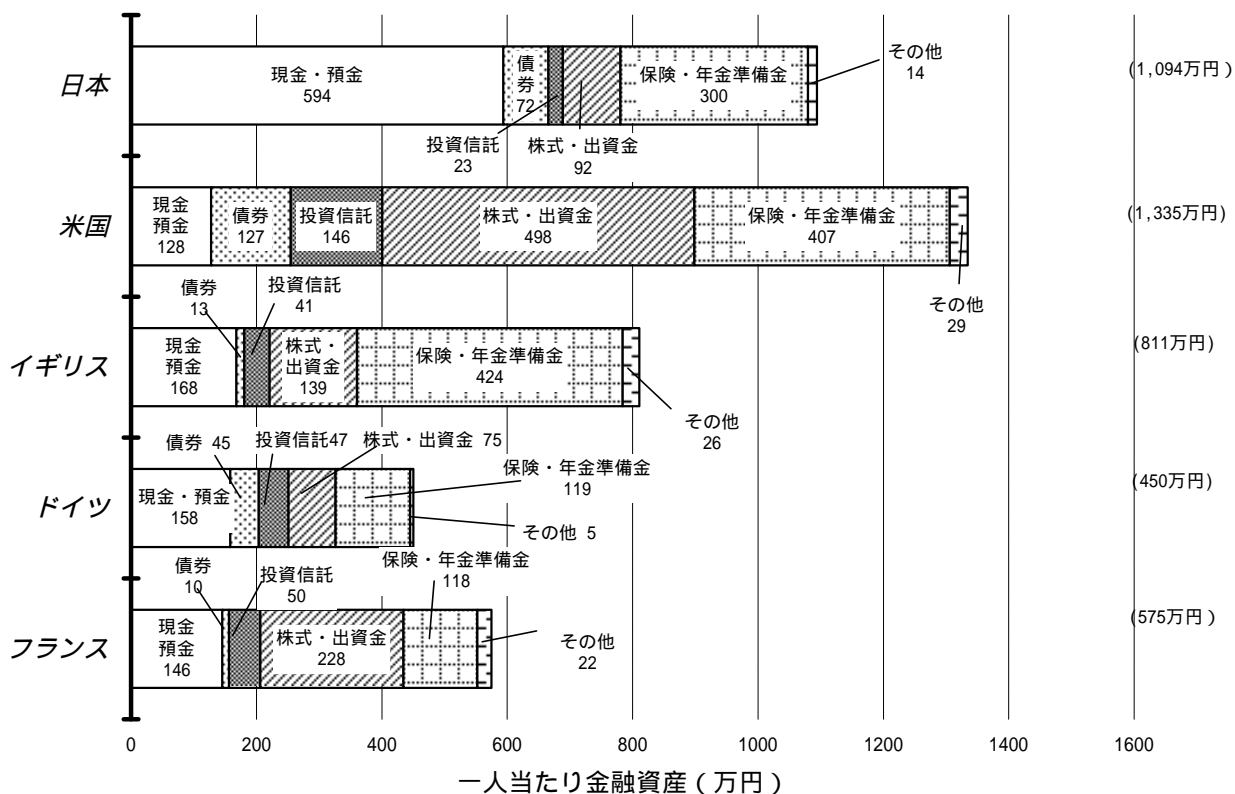
⁴ 本稿では、対家計民間非営利団体も家計に含めたベースで各国の比較を行っている。

⁵ 一部個人企業形式の証券会社等金融機関も存在する。これらは、対応する金融機関に分類され、非金融の個人企業の場合と同様にその純資産をもって家計の出資金としている。

図表2 家計の金融資産構成（1999年12月末）



(参考) 家計の一人当たり金融資産（1999年12月末）



上記以外の定義の差違等で、留意すべき点は以下のとおり。

(取引項目の定義)

・債券

米国では債券を額面ベースで計上しているのに対し、それ以外の国では時価ベースで計上している。

・保険・年金準備金

保険準備金について、我が国は積立型保険に係る責任準備金のみを計上しているが、それ以外の国は、積立型保険のほか掛捨て型保険に係る責任準備金も計上している。

一方、企業年金については、米国では年金数理計算に基づいた額を計上しているが、それ以外の国では運用資産を基に計上している。

また、ドイツでは、法人企業の企業年金に関する年金準備金は年金基金の債務ではなく、企業の債務と認識されている。そのため、内部積立・外部積立の区別なく、法律に定められた企業の支払義務額が企業の負債、家計の資産として計上されている(積立不足を計上している米国を除き、他国では内部積立を家計の資産として計上していない)。

・株式・出資金

米国における個人企業の取扱いに加え、非公開株式(出資金)の評価方法が国毎に異なっていることが単純な国際比較を困難にしている。評価方法の違いによる影響を定量的に把握することは困難であるが、この影響は、特に、フランスにおいて大きいものとなっている。

すなわち、フランスでは、非公開株式の時価をフランス銀行が推計のうえ計上しているが、1999年末時点における家計の保有資産内訳をみると、公開株式：1.4兆フラン、非公開株式：6.4兆フラン、その他持分0.7兆フランとなっている。つまり、フランスでは家計保有の株式・出資金全体に占める公開株式の比率は15%程度である一方、非公開株式の時価残高が75%に達している(我が国では非公開株式を簿価で評価しているため、公開株式比率<1999年末時点>は80%以上になっている)⁶。

⁶ 米国以外では、公開株式は株式・出資金の内訳として独立計上されているため、非公開株式やその他持分を控除したベースで比較することが可能である。なお、米国についても、個人企業に対する持分と法人企業に対する持分は区分計上されている。

3. 非金融法人企業の負債構成

非金融法人企業の負債構成について比較を行ったものが、図表3である。資金循環統計の負債は、資本も含めた負債サイドの合計を総額としており、負債構成比から各国の事業会社の資金調達構造がおおまかに把握できる。

図表3では、我が国は、資金調達に占める借入の割合が、諸外国に比べて高いことが分かる。

ただし、各国とも株式が時価ベースで評価され、株価の変動が反映されていることから、ここでの株式の残高は、企業の過年度における資金調達累計額を意味するわけではない。参考までに、我が国と米国について簿価ベースで払込資本を試算してみると以下のようになっており、総資本に対する払込資本の割合は米国においてもかなり低下する⁷。

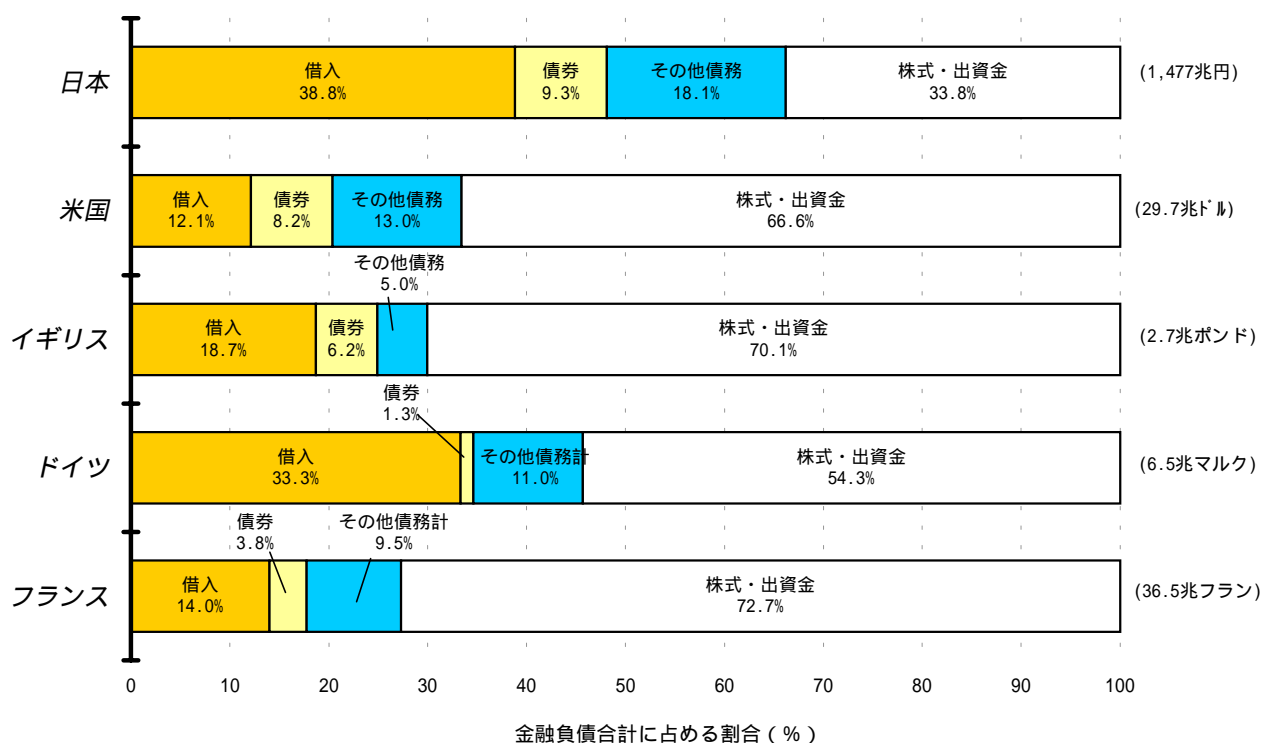
日米企業の株式による資金調達残高(2000年3月末)

	実額(億円/百万ドル)		総資本に占める割合	
	払込資本	資本	払込資本	資本
日本	1,290,761	2,869,796	10.0%	22.3%
米国	801,439	2,203,790	13.7%	37.6%

図表3に関して、統計上の定義について留意すべき点として、我が国の場合、個人企業が含まれていないのに対し、米国ではこれが含まれているほか、イギリス、ドイツ、フランスにおいても、勘定が分離されている個人企業はここに含まれていることが挙げられる。とくに、米国については個人企業の実物資産を含んだ正味資産(保有する資産から負債を差し引いたもの)を家計からの出資金としていることから、相対的に出資金の比率が高くなっている可能性が高い。また、フランスでは非公開会社の出資金が広範にカバーされており、これも時価評価されていることから、こうした影響が株式出資金の比率を相対的に高めているものと考えられる。

⁷ 資料出所：法人企業統計年報(大蔵省) Department of Commerce "Quarterly Financial Report for Manufacturing, Mining, and Trade Corporations" Quarter 2 2000

図表3 非金融法人企業の負債構成（1999年12月末）



上記以外の定義の差違等は、以下のとおり。

(部門の定義)

・ 公的企業

図表3の非金融法人企業には公的企業も含まれるが、米国では公的企業は中央政府に含まれるため、米国のみ民間非金融法人企業ベースとなっている。なお、公的非金融法人のカバレッジをみると、イギリスでは政府の孫会社も広範にカバーしているのに対し、我が国では政府に所有かつ支配されている企業に限定している。また、フランスは国営大企業のみを含んでいる。

(取引項目の定義)

・ 借入

我が国とドイツでは民間金融機関からの借入について直接償却額のほか間接償却額も控除した実質ベースの金額となっているが、他の国は直接償却額のみが控除されている（我が国も公的金融機関からの借入は、直接償却額のみ控除）。

・ 債券

米国では債券は額面ベース、それ以外の国は時価ベースで計上している。

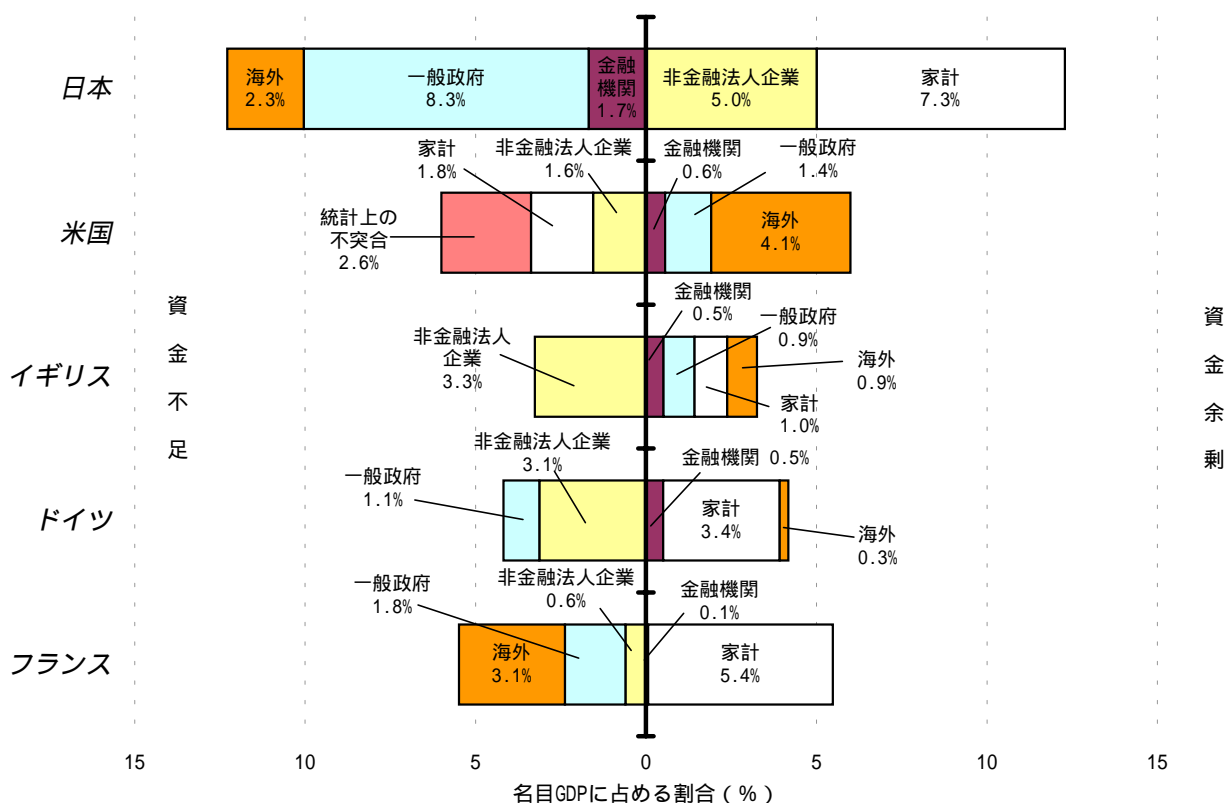
4. 経済主体別の資金過不足

経済主体別に資金過不足（対名目 GDP 比率）を比較したものが、図表 4 である。資金余剰、資金不足はそれぞれ実物面での貯蓄超過、投資超過を意味しており、実体経済活動の背景にある金融活動を分析する上で、有用な資料である。

1999 年中の資金過不足をみると、我が国では家計と非金融法人企業が大幅な資金余剰主体となる一方、一般政府が大きく資金不足主体となっており、他国とは異なった姿となっている。とくに、本来は資金の取り手である非金融法人企業が資金余剰となっているのは我が国のみである。

図表 4 に関して、統計上の定義について留意すべき点として、部門分類の問題がある。すなわち、我が国とフランスでは家計と対家計民間非営利団体を別の部門として分類しているが、他の国はこれを分離できていないため、家計に対家計民間非営利団体の金額が含まれている。また、個人企業を計上する部門が国によって異なり、我が国では、これを家計に含めているのに対し、米国では非金融法人企業に、また、その他の国も勘定分離がなされているものについては非金融法人企業に含めている。

図表 4 経済主体別の資金過不足（対名目 GDP 比率、1999 年中）



また、米国は、統計の作り方が他の国と異なることから、図表上に「統計上の不突合」が表れている。これは、米国の資金循環統計では、企業間信用など一部の金融資産・負債について認識時点や評価方法が資産サイドと負債サイドで異なることなどを勘案して両者のバランスを取っていないからである。この結果、全部門の資金余剰と不足を合計しても、その値はゼロにならないため、「統計上の不突合」として表示されている。

上記以外の定義の差違等は、以下のとおり。

(部門の定義)

・金融機関

米国では非仲介型金融機関（証券取引所や手形交換所など）が金融機関に含まれていない。

・海外

米国ではオフショア勘定が海外に分類されているのに対し、それ以外の国ではオフショア勘定は国内金融機関に含まれている。

・一般政府

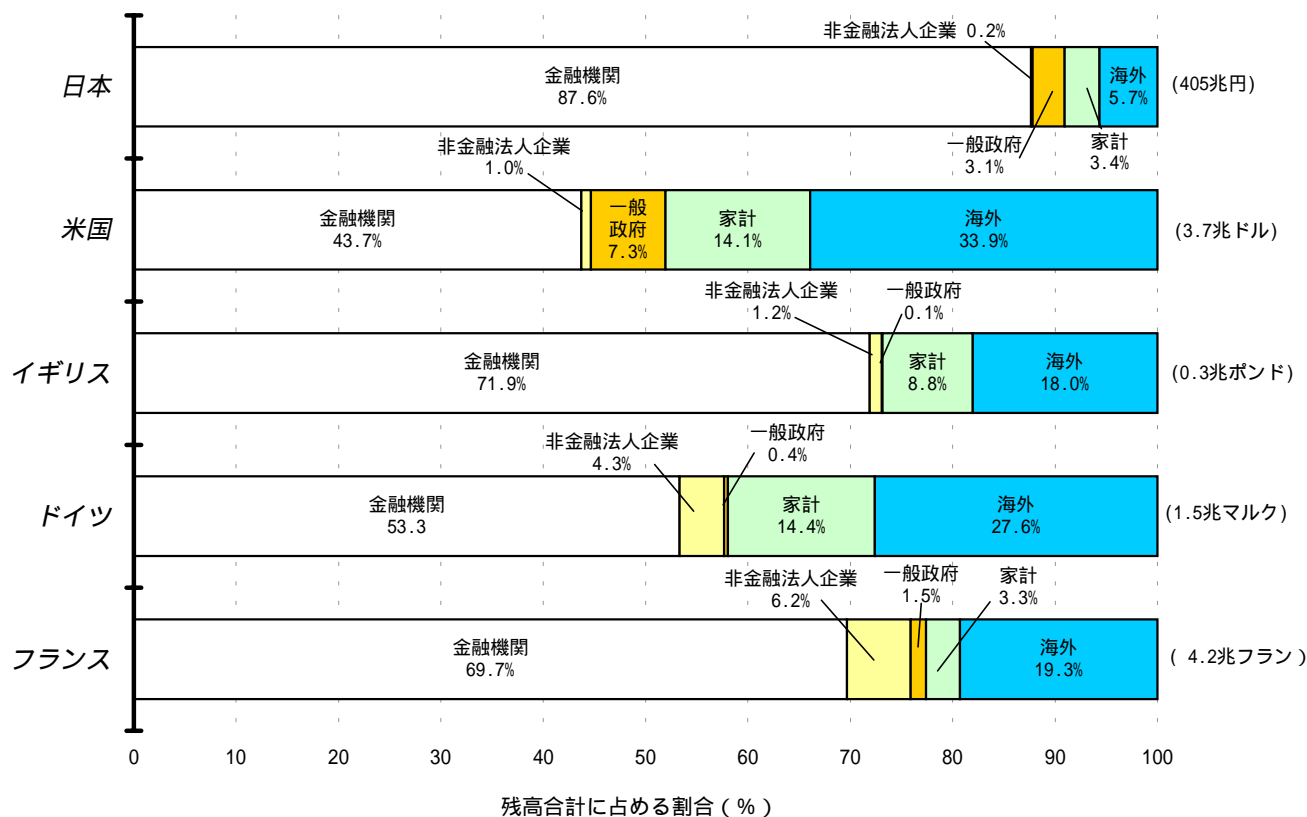
各国とも一般政府に社会保障基金が含まれている。なお、我が国、ドイツ、フランスでは一般政府の内訳として社会保障基金が示されているため（米国、イギリスでは中央政府に含めている）、その影響を定量的に把握することが可能である。

5. 国債の保有者別内訳

国債の保有者別内訳を比較したものが、図表5である。我が国は他国と比較して国債の金融機関保有比率が高い一方、海外の保有比率が低いことが分かる。なお、我が国の資金循環統計では国債と政府短期証券を分離計上しているが、米国では両者の合算値のみ公表されているため、図表5も両者を合算したベースとしている。

また、ドイツ、フランスでは国債が独立項目として存在していないため、推計を行っている。すなわち、残高は中央政府の債券発行残高であるが、保有者の構成は債券全体の部門別保有比率を利用して推計している。

図表5 国債の保有者別内訳（1999年12月末）



このほかの統計上の留意事項は、以下のとおり。

- ・ 米国では国債を額面ベースで評価しているのに対し、他国では時価ベースで計上している。ただし、時価ベースの算出に当たっては、各国とも簡便な方法を適用している。
- ・ 米国、イギリスでは中央政府保有国債を買入償還されたものと見なし、当該金額をネットアウトした額を負債として計上している。

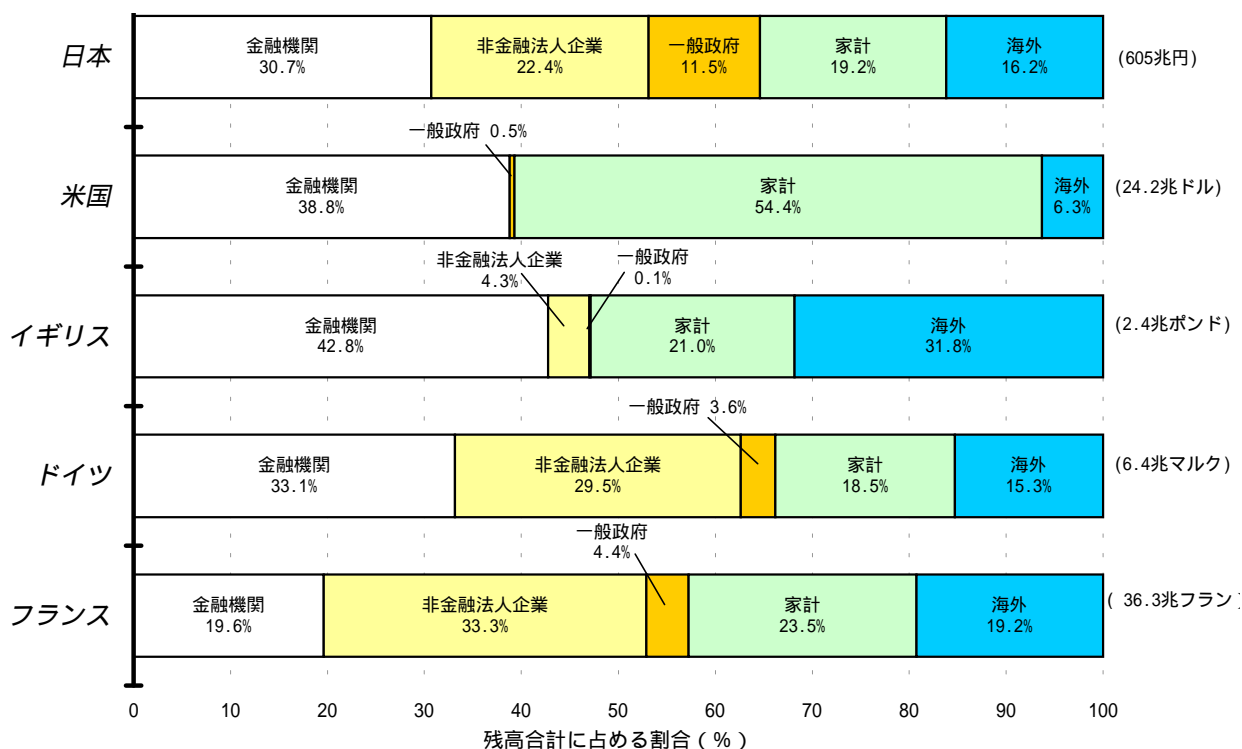
6. 株式・出資金の保有者別内訳

株式・出資金の保有者別内訳を比較したものが、図表6である。我が国における家計の株式・出資金の保有比率が、欧州諸国同様、低いことが分かるが、この図表についても、米国の統計の定義が他の国とかなり異なっている点に留意する必要がある。

すなわち、米国では非金融企業の株式保有は一切計上されず、非金融企業の保有株式は発行株式とネットアウトされている。これは、非金融企業が保有する株式の価値は理念上当該企業の株式時価総額に反映されるため、ネットアウトしないと二重計上になると考えているためである（他の国はグロスベースで計上している）。また、海外保有分について対内直接投資分が含まれていない（他国は含む）ため、これも過小になっている可能性があるほか、非金融法人企業が保有する子会社株式・関連株式等も総額に含まれていない。

この間、我が国については他国に比べ一般政府の保有比率が高い。これは、統計作成上、我が国では政府の公的機関に対する出資金を株式・出資金として計上しているが、他国ではそうした出資金は他の項目に計上していることが影響しているものと思われる。

図表6 株式・出資金の保有者別内訳（1999年12月末）



上記以外の統計上の留意点は、以下のとおり。

・ 対外株式投資の扱い

我が国では対外株式投資は株式・出資金ではなく、対外証券投資に計上しているが、他国では対外株式投資も株式・出資金に含んでいる。

・ 非公開株式の評価

公開株式については各国とも時価ベースで計上しているが、非公開株式については我が国のみ払込資本ベースで計上している（他国では留保利益を加えたベースで計上するなど、何らかの方法で時価ベースに転換している）。このため、我が国では出資金の残高が相対的に小さくなる傾向にある。

7. 投資信託、年金基金の資産構成

投資信託、年金基金の資産構成について比較したものが、図表7、図表8である。これをみると、我が国の投資信託や年金基金の資産運用が、米国に比べると安全志向が強いことが窺われる。一方、イギリス、ドイツ、フランスについてはこうした金融機関の内訳が公表されていないため、比較を行うことはできない。また、日米両国についても、商品の定義について、以下の点に留意する必要がある。

・ 投資信託、年金基金の定義

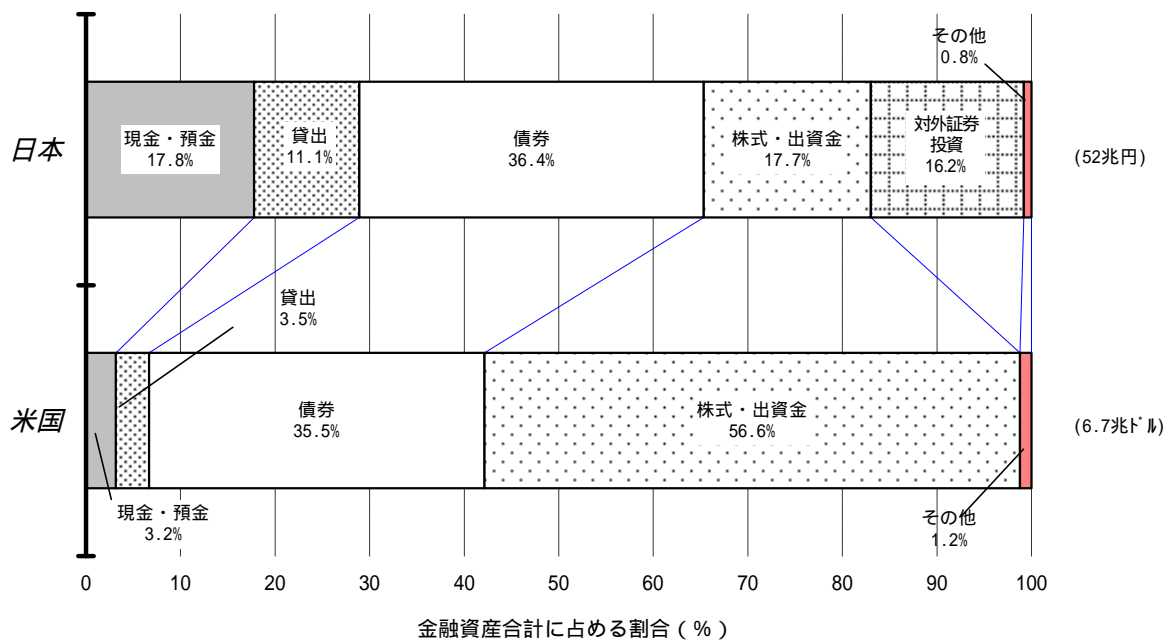
米国については、投資信託、年金基金として直接比較できる部門が存在しないため、以下のように、関連する部門を集計している。なお、米国では、不動産投資信託(REITS)も部門として設けているが、我が国ではこれをカバーしていないため、比較にあたっては、当該部門は集計対象としていない。

また、年金基金に関しては、米国では公務員の退職金基金が年金基金に含まれているが、我が国では共済年金を年金基金に含めておらず、社会保障基金に計上している。

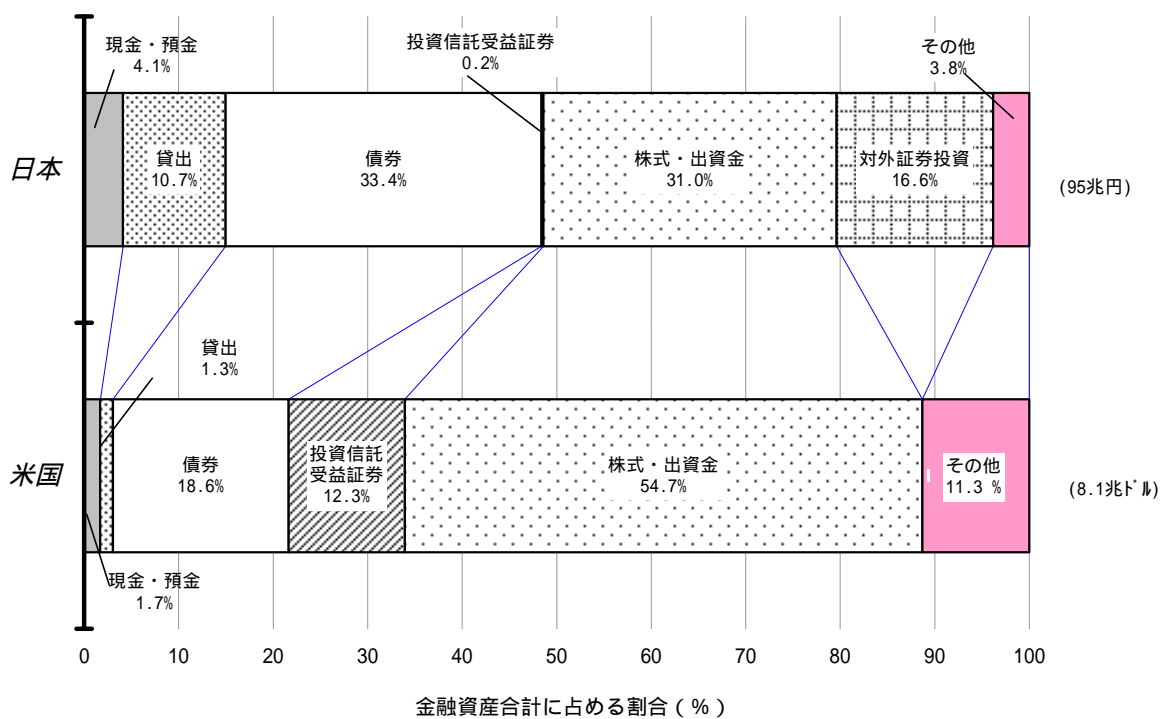
投資信託・企業年金の分類

日本	米 国
証券投資信託	MMMF、ミューチュアルファンド (Mutual Funds)、クローズド・エンドファンド (Closed-End Funds)
年金基金	民間年金基金 (Private Pension Funds) 州・地方職員退職基金 (State and Local Government Employee Retirement Funds)

図表7 投資信託の資産構成



図表8 年金基金の資産構成



第2章 欧米主要国の資金循環統計

1. 米国の資金循環統計

概要

米国の資金循環統計は、連邦準備制度理事会（F R B：Federal Reserve Board）によって、四半期毎に約 10 週間のラグをもって公表されており、計数は 1946 年まで溯ることができる¹。

勘定は、32 の部門との 33 の取引項目によって成り立っており、フロー表（F、< Flow data の略 > として示される）、ストック表（L、< Level data の略 > として示される）として、部門別・取引項目別の時系列データが公表されている²。一方、調整表（reconciliation）は、家計及び対家計民間非営利団体、非金融企業のみ作成されている。

また、米国の資金循環統計については、金融資産・負債以外の実物部門を含めた勘定が制度部門別に含まれていることも特徴である。具体的には、フローデータについては、毎四半期毎に F R B において、所得支出勘定および蓄積勘定・実物資産が作成され、部門別の貯蓄投資差額が算出されている³。このため、金融取引から算出された資金過不足と貯蓄投資差額との間に乖離が生じ、これが統計上の不突合として計上されている。また、ストックデータについては、金融資産・負債残高が毎四半期作成され、年末において実物資産の残高も含んだ貸借対照表（B、< Balance sheet の略 > として示される統計表）が作成され

¹ データは <http://www.federalreserve.gov/releases/Z1/> において入手可能。

² 米国の場合、マトリックス表は、全体表のみが年に 1 度作成される。

³ 米国の国民経済計算（NIPA：National Income and Product Accounts）は、米国商務省によって作成されているが、四半期毎の貯蓄投資差額は算出されていない。このため、F R B では、N I P A の財産所得の受払を含む個人所得（personal income）に、税金等対政府取引の調整を施した可処分所得が計上し、さらに、消費や実物資産の取得が控除して貯蓄投資差額を計上している（我が国の場合は、国民経済計算の制度部門別貸借対照表にのみ掲載される）。なお、年ベースでは、商務省からも貯蓄投資差額が公表されるが、かつては、州・地方職員退職金の運用資産の保有部門を、資金循環統計では家計としていたのに対し、N I P A では、これを政府の資産とみなしていたため、両者の貯蓄投資差額に乖離が生じていた。

ている。

なお、米国の場合、新しい金融商品を取り込むなど、部門・取引項目の枠組みは、毎年のように見直しが行われている。また、公表計数に速報・確報の区別はなく、計数は逐次リバイズされる形となっている。

米国の統計の枠組みや推計方法は、資金循環統計の解説(“ Guide to the Flow of Funds Account”⁴)によって公表されている。

(1) 各部門の内容と比較上の留意点

1 . 家計及び対家計民間非営利団体 (Household and Nonprofit Organizations – F.100)

個人企業を含まない家計、農家、及び非営利団体（慈善団体、教会、学校、労働組合等）からなる。非法人企業は、個人企業（農業を除く）に、法人形式ではない農家についても農業経営に関するデータ（投資、借入等）は、農業企業部門に計上される。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環統計では、個人企業を家計から分離していないが、米国の資金循環統計では、個人企業を企業として捉え、家計から分離している。ただし、農家が家計に含まれる点は、我が国と同様である。

他方、我が国では、対家計民間非営利団体を家計から分離しているが、米国では、対家計民間非営利団体を家計から分離していない。この点については、米国の場合、年に1度、付表において対家計民間非営利団体に係る残高・取引フローを推計・公表している。

2 . 非金融企業 (Nonfinancial Business – F.101)

非金融企業は非金融法人（農業を除く）、個人企業（農業を除く非法人企業）、農業、の3部門から構成される。

⁴ Guide to the Flow of Funds Accounts は、現在、2000年6月に改訂されたものを入手することができる（詳細はFRBのホームページを参照）。

2 - 1 . 非金融法人企業（農業を除く）（Nonfarm Nonfinancial Corporate Business – F.102）

当部門は、農業を除く国内の民間非金融法人企業から成る。金融持株会社以外の持株会社、S会社（株主35人以下の会社）、不動産管理会社も含まれる。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環統計は非金融法人企業に、公的非金融法人企業を含めている。一方、米国の資金循環統計では、公的非金融法人企業は法人企業部門ではなく、中央政府に含まれている。したがって、米国の資金循環統計の非金融法人企業は、我が国の資金循環統計の民間非金融法人企業に近い。

2 - 2 . 個人企業（農業を除く）（Nonfarm Noncorporate Business - F. 103）

パートナーシップ、負債制限企業、個人企業、賃貸所得主等からなる。

個人企業の収益（所得）は、その全額が家計に配当され、同額が出資金（Proprietor's net investment）という形で再投資されると仮定されている⁵。このため、所得支出勘定の部分で、個人企業の収益（所得）は、当部門の貯蓄とはならず、家計の貯蓄に含まれ、同時に、出資金という金融資産・負債の増加として計上される。

なお、当該出資金の残高は、資金循環統計上に示されておらず、当部門の負債にも計上されていない（家計部門の資産サイドにおいては、農家への出資金と合算のうえ、計上されている）。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環統計では、個人企業を独立した部門として計上しておらず、家計に含めている。

米国の資金循環統計における個人企業の収益の扱いは、個人企業の所得が家計に帰属すると考える点において、我が国の資金循環統計・国民経済計算の扱いと異ならない。もっとも、個人企業を家計と企業に分割し、家計への全額配当と家計から個人企業への再投資を擬制する手法は、米国に独自のも

⁵ ただし、実際に家計によって費消された額は配当額から控除し、残りを個人企業への再投資額とみなす。そのため、出資金（Proprietor's net investment）とN I P Aの個人企業からの配当金受取（Proprietor's income）は一致しない。

のである⁶。

2 - 3 . 農業 (Farm Business – F.104)

農業は、農業経営に関するデータ（投資、借入れなど）を含む。法人形式で営まれている農場をも含む。

非法人の農場については、収益（フロー）は、全額が家計に配当され、同額が出資金（Proprietor's net investment）という形で再投資されると仮定される。このため、農場の収益（所得）は、所得支出勘定の部分で、当部門の貯蓄とならずに、家計の貯蓄に含まれ、同時に、出資金という金融資産・負債の増加として計上される。

なお、当該出資金の残高は、資金循環統計上に示されておらず、当部門の負債にも計上されていない（家計部門の資産サイドにおいては、個人企業への出資金と合算のうえ、計上されている）。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環統計では、農業を独立した部門として計上していない。農家を個人企業として家計に含めるとともに、法人形式で運営される農場（稀なケース）を、民間非金融法人企業に含めている。

農家の収益の取り扱いについては、個人企業の収益の取り扱いと同様の点に留意する必要がある。

3 . 地方公共団体 (State and Local Governments, Excluding Employee Retirement Funds – F. 105)

当部門は、州政府等の地方公共団体、及び地方公共団体に関わる基金や公的機関から成る。州・地方職員退職金は、金融機関部門に別途計上される。

⁶ この扱いは、国際収支統計における再投資収益と同様の性格を持つものである。すなわち、国際収支統計においては、直接投資企業が被直接投資企業を実態的にみて所有・支配しているという考え方から、後者の収益について、これを一旦前者が配当として受け取り、これを再投資するという擬制をしているが、米国の個人企業についても、家計が実態的に所有・支配しているという点に着目して、同様の扱いが採られているものと思われる。

4 . 中央政府 (Federal Government – F.106)

連邦政府、及び連邦政府に係る基金、特別会計、公的機関から成る。政府後援金融機関や、通貨当局に分類される勘定は含まれない。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、中央政府から公的企業への出資を、中央政府の資産 (株式・出資金) として計上しているが、米国の資金循環統計では、中央政府から公的機関への出資は計上されていない。

5 . 海外 (Rest of the World - F.107)

海外部門は、国際収支統計における海外の範囲と基本的に一致している。ただし、オフショア勘定 (I B F : International Banking Facilities) は、資金循環統計では海外として取り扱うのに対し、国際収支統計では国内として取り扱われる。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、1999 年の同統計見直し前は、オフショア勘定を海外として取り扱っていたが、見直し後は、オフショア勘定を国内として取り扱い、国際収支統計との整合性を図っている。

6 . 通貨当局 (Monetary Authority - F.108)

当部門は、連邦準備銀行と、財務省の通貨に関連する勘定を統合したものである。通貨当局の保有資産には、貨幣用金、SDR といった外貨準備の対象資産も含まれる。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、通貨当局部門を設けていない。我が国の資金循環統計における中央銀行部門は、政府の勘定を含まないことから、米国の資金循環統計における通貨当局は異なった性格を持つ (我が国の資金循環統計では、外国為替特別会計を中央政府に分類している)。

7 . 商業銀行 (Commercial Banking – F.109)

商業銀行は国内銀行、在米外銀、銀行持株会社、米国領土内の商業銀行の 4 部門からなる。

7 - 1 . 国内銀行 (U.S.- Chartered Commercial Banks – F.110)

当部門は、米国本土 (50 州およびコロンビア特別自治区) の当局に報告義務のある銀行を指す (在米外銀を除く) 。国内銀行間の預金・貸出はネットアウトして計上している。ただし、海外の支店等との取引 (本支店勘定) はネットアウトせず、グロスベースで計上している。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、銀行間の預金・貸出をネットアウトせず、グロスベースで計上している。

7 - 2 . 在米外銀 (Foreign Banking Offices in U.S. - F.111)

在米外銀は、外銀の米国支店、エッジアクト法人 (国際取引専門の子会社) 、ニューヨーク州投資会社 (外国銀行に所有されているもの) 、アメリカンエキスプレス銀行、を含む。

なお、国内法に基づいて設立された銀行は、外国資本に所有されていても、国内銀行に分類する。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計でも、国内法に基づいて設立された銀行は、持分を保有する主体の国籍等に関わらず国内銀行に分類している。例えば、新生銀行は、日本長期信用銀行から引き続いて、国内銀行に分類されている。

7 - 3 . 銀行持株会社 (Bank Holding Companies – F.112)

当部門は、商業銀行の親会社のうち、連結ベースで 15 億ドル以上の資産を保有する純粋持株会社、ないし 公衆からの資金調達や、銀行以外の金融活

動も行っている持株会社、から成る。

銀行持株会社の主な運用対象は、子会社に対する持分であり、主な資金調達手段は、債券、CP、借入である。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、現状、金融持株会社は独立した部門ではなく、主要な傘下子会社の属する部門に分類することになっている。

7 - 4 . 本土以外にある商業銀行 (Banks in U.S.-Affiliated Areas – F.113)

当部門は米国本土以外 (グアム、プエルトリコ等) に存在する国内銀行・在米外銀からなる。

これらの機関は、資金循環統計以外の金融統計 (F R B が作成するもの) では、非居住者として取り扱われており、これらの機関が受け入れる預金は、マネーサプライに含まれていない。

8 . 貯蓄金庫 (Saving Institutions – F. 114)

貯蓄金庫は、貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、連邦貯蓄銀行、マサチューセッツ協同銀行からなる。

9 . 信用組合 (Credit Unions – F. 115)

信用組合は、信用組合連合会 (Central Credit Union) を頂点にした、系統組織を形成する信用組合である。

系統預金等、系統組織内部での債権債務については、ネットアウトされている。

(比較上の留意点)

貯蓄金庫、信用組合は、我が国の資金循環統計における「中小企業金融機関等」、「農林水産金融機関」に該当する。

我が国の資金循環統計では、系統組織での預金もネットアウトせず、グロススペースで計上している。

10．個人信託（Bank Personal Trusts and Estates – F.116）

個人信託は、預金取扱機関や信託会社（預金保険の対象とならない機関）において運営されている信託契約を指す。保有資産（実物資産・金融資産）と同額の信託受益権を有し、当該信託受益権の全額を家計が保有する（Investment in bank personal trust）ものとして、計上される。

信託における運用収益は、家計に配当され、再投資されたものとして取り扱われる。このため、信託受益権は、運用資産（実物資産、金融資産）と一致する。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環統計における「単独運用信託」に、概ね対応する。ただし、「単独運用信託」には、法人による特金・指定単等も含まれる、我が国の資金循環統計では、金銭の信託以外の信託（不動産信託等）はカバーしていない、といった点で、米国の資金循環統計における個人信託と相違する。

11．生命保険会社（Life Insurance Companies – F.117）

生命保険は、生命保険商品を販売する相互会社、株式会社から成る。また、変額保険に係る特別目的会社は、当部門に含まれている。一方、共済組合、貯蓄銀行、一般政府も、生命保険商品を提供しているが、これらは当部門には含まれない。

12．非生命保険会社（Other Insurance Companies - F. 118）

非生命保険は、損害保険商品を提供する会社のほか、再保険会社や信用保証会社を含む。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環統計では、民間損害保険会社が概ね対応するが、信用保証機関は、非生命保険ではなく、非仲介型金融機関に分類している。

1 3 . 民間年金基金 (Private Pension Funds – F.119)

民間年金基金は、確定給付型年金、確定拠出型年金 (4 0 1 (k) 等) から成り、企業年金のほか、連邦職員退職金積立、民間非営利団体職員や個人企業用の税制適格年金も含まれる。他方、個人年金や個人退職金勘定 (I R A : Individual Retirement Accounts 等) は含まれない。また、付表において、確定給付型年金 (119b) 確定拠出型年金 (119c) が、独立して計上されている。

確定給付型年金については、年金準備金 (家計に対する支払義務) が、年金数理計算上の基礎データを基に、運用資産とは独立に推計・計上され、基金の積立不足は、非金融法人企業 (農業を除く) に対する未収掛金 (Contribution Payables) として計上される⁷。一方、確定拠出型年金については、年金準備金が運用資産に一致するものとして計上される。こうしたことから、民間年金基金の総資産は、実際に運用されている資産 (実物資産、金融資産) に未収掛金と加えたものとなる。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、「年金基金」(「企業年金」および「その他年金」) が対応する。ただし、米国の資金循環統計では連邦職員退職金積立を年金基金として金融機関に分類するのに対し、我が国の資金循環統計では、国家公務員等共済年金を、その2・3階部分 (加算部分) をも含め、社会保障基金の公的年金に分類している⁸。家計や政府の貯蓄を比較する際には、この点に留意する必要がある。

我が国の資金循環統計では、年金準備金 (家計に対する支払義務) を、運用資産と一致するものとして計上しており、年金基金の積立不足を把握・計上していない。

1 4 . 州・地方職員退職基金 (State and Local Government Employee Retirement Funds – F.120)

当部門は、州、市町村職員の退職基金から成る。職員と地方政府とが拠出を

⁷ 非金融法人企業 (農業を除く) 側では積立不足分の負債は、その他の項目で計上される。ただし、当該金額は推計に依存しており、必ずしも最近の状況を示したものではない。

⁸ 我が国の資金循環統計で、共済年金の1階部分 (基礎年金部分) に止まらず、2・3階部分も社会保障基金に含めているのは、これらを分離することが事実上困難であること等による。

折半している場合の基金のみを含み、職員のための拠出によって運営される年金基金は含まない。

州・地方職員退職基金については、年金準備金（家計に対する支払義務）は、運用資産（実物資産、金融資産）を基に、推計・計上される。このため、総資産の増減に貯蓄＜＝投資収益＞を加えたものが、年金準備金の増減となる。

（比較上の留意点）

米国の地方職員退職基金は、米国の資金循環統計では、金融機関に分類されるのに対し、我が国の資金循環統計では、地方公務員等共済年金を、その2・3階部分（加算部分）をも含め、社会保障基金の公的年金に分類している。家計や政府の貯蓄を比較する際には、この点に留意する必要がある。

15 . MMMF（Money Market Mutual Funds – F.121）

MMMFは、短期金融市場商品を主な運用対象とする、オープンエンド型投信である。小切手による決済が可能であるという点が特徴である。

MMMFは、資産と同額の証券（投資信託受益証券）がMMMFの保有者に対して発行される（当部門に資金過不足が生じない）形で計上される。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環統計では、MMF・MRF（証券投資信託の内訳部門）がほぼ対応する。ただし、小切手での決済ができない等、米国のMMMFとの経済機能の違いがある。

16 . ミューチュアル・ファンド（Mutual Funds – F.122）

ミューチュアル・ファンドは、オープン・エンド型の投資信託のうち、MMMFを除くものである。様々な証券に投資する集団ファンドスキームを指すが、ヘッジファンドや変額保険に係る特別目的会社は含まれない。

証券（投資信託受益証券）は、金融資産に見合う額（ただし留保利益を除く）が、債券保有者に対して発行する形で計上される。このため、当該受益証券の残高は時価で評価されていることになる⁹。

⁹ 運用資産の時価上昇（未実現のキャピタルゲイン）に伴う受益証券の価値の増加については、キャピタルゲイン配当というメモ項目として計上される。キャピタルゲイン配当に

17 . クローズド・エンドファンド (Closed-End Funds – F.123)

クローズド・エンドファンドは、クローズド・エンド型の投資信託のうち、不動産投信を除くものであり、様々な証券に投資する集団投資ファンドを指す。

証券（投資信託受益証券）は、金融資産と同額がクローズドエンド・ファンドの保有者に対して発行される形で計上される。このため、当該受益証券の残高は時価で評価されていることになる。

18 . 政府後援金融機関 (Government-Sponsored Enterprise – F.124)

政府後援金融機関は、家計に住宅貸付を行う機関や農家向け貸出を行う企業7 機関（FHLBs <住宅貸付関連>、FNMA <ファニーメイ、住宅貸付関連>、FHLMC <フレディーマック、住宅貸付関連>、SLMA <サリーメイ、学生向け貸出関連>、FCS <農家向け貸出関連>、FICO <債権買取関連>、REFCORP <債権買取関連>）から成る¹⁰。これらの機関は、中央政府が設立したという経緯や、中央政府との法的な関係等から政府後援とされるものである。FICO、REFCORPについては、政府との資本関係がある。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環統計における政府系金融機関は、出資を中央政府に依存している点で、政府後援金融機関と異なる。米国の資金循環統計では、米国輸出入銀行等、出資を中央政府に依存している金融機関は、中央政府に分類されている。

19 . 連邦政府モーゲージプール(Federally Related Mortgage Pools – F.125)

当部門は、債権流動化に係る契約（一種の特別目的会社）から成り、政府後援金融機関や中央政府に含まれる政府系金融機関の貸出債権（抵当貸付等）の譲渡や、当該債権を担保にした証券の発行が計上される。

については、国際収支統計における再投資収益の取り扱いにみられるような、配当支払と再投資の擬制がなされることがないことはない。このため、キャピタルゲイン配当、総貯蓄に影響を及ぼしていない。

¹⁰ それぞれ正式名称は、Federal Home Loan Banks, Fannie Mae, Freddie Mac, Sallie Mae, the Farm Credit System, Financing Corporation, Resolution Funding Corporation。

取得した資産（貸出債権のみ）と同額の証券（政府関係機関債＜政府証券の一種＞のみ）を発行する形で計上される。

（比較上の留意点）

我が国では、現状、住宅金融公庫等、政府系金融機関の貸出債権が流動化されていないことから、対応する機関はない。我が国の資金循環統計には、「債権流動化に係る特別目的会社・信託」があるが、現状では、当該部門は、民間金融機関や民間非金融法人が組成した債権を保有しており、米国の資金循環統計における「ABS発行機関」に対応する。

今後、我が国において、政府系金融機関の貸出債権が流動化された場合には、資金循環統計上、流動化された債権や発行された証券は「債権流動化に係る特別目的会社・信託」に計上される。

20．ABS発行機関（Issuers of Asset-Backed Securities <ABSs> - F.126）

この部門は、債権流動化に係る特別目的会社から成る。債権流動化に係る特別目的会社は、企業向け貸出債権（リース債権を含む）、抵当貸付債権（モーゲージ）、学生向け貸出債権、消費者信用債権、売掛債権といった債権を取得し、それらを担保に証券を発行している。

資金循環統計では、取得した資産（上記の債権、モーゲージプール発行の政府関係機関債、実物資産）と同額の証券（社債＜ABS＞、CP＜ABCP＞）を発行する形で計上される。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環時計では、「債権流動化に係る特別目的会社・信託」が概ね対応する。なお、我が国の資金循環統計では、特別目的会社・信託が発行した商品（ABS、ABCP、信託受益権等）を、商品別に区分せず、「債権流動化関連商品」として計上している。

21．ファイナンス会社（Finance Companies – F.127）

ファイナンス会社は、主に社債やCPを発行して資金を調達し、個人・法人向けに貸出（消費者信用、リース、抵当貸付等のような割賦債権の形式を取る）を行う金融機関である。

自動車リース等、金融取引として取り扱われないリースに関しては、ファイナンス会社が保有する実物資産として計上される。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、ファイナンス会社が対応する。なお、我が国の資金循環統計では、クレジット会社、リース会社といった貸金業者に加え、抵当証券会社、証券金融会社、整理回収機構も、ファイナンス会社に含まれる。

2.2 . モーゲージ会社 (Mortgage Companies – F.128)

モーゲージ会社は、モーゲージブローカーやモーゲージバンカーから成る。モーゲージブローカーは、抵当貸付の組成や買取を行って政府後援金融機関やモーゲージバンカーに売却する一方、モーゲージバンカーは、他の金融機関の名義で抵当貸付の組成を行ったり、抵当貸付債権の買取を行う。資金調達は、借入に依存している。

(比較上の留意点)

我が国には、抵当証券会社があるが、抵当貸付のブローキングを行わない点で、モーゲージ会社と性格が異なる。なお、我が国の資金循環統計では、抵当証券会社をファイナンス会社に含めており、独立部門としていない。

2.3 . 不動産投信 (Real Estate Investment Trusts - F. 129)

不動産投資信託 (REITs) は、主に不動産や抵当貸付を運用対象とする、クローズドエンド型の集団投資ファンドである。

不動産 (実物資産) や抵当貸付 (金融資産) を保有し、投資信託受益証券 (株式) のほか、債券や借入によって資金調達を行う機関である。留保利益及び固定資本減耗が総貯蓄として計上されている。

2.4 . ディーラー・ブローカー (Security Brokers and Dealers – F.130)

証券会社等、証券のディーリングやブローキングを主要な業務とする金融機

関から成る。資金調達的主要な手段は、預り金、レポ、借入等である。

(比較上の留意点)

当部門の国債保有残高はマイナスとなっている(例えば、1999年末は 435億ドル)が、これは債券の空売りに伴うものである。証券会社では、債券貸借取引を通じてポジションの穴埋めを行うのが一般的であり、当該取引を国債の購入として取り扱っていないため、マイナスが計上される。なお、我が国の資金循環統計では、債券貸借取引(消費貸借型のもの)については、現金担保付のもの除き、債券の売買として計上している。

25. ファンディング会社 (Funding Corporations – F.131)

ファンディング会社は、在米外銀の資金調達子会社、海外企業が資金調達を行うための在米金融機関、銀行持株会社以外の銀行持ち株会社から成るほか、証券貸借取引勘定を含む。

証券貸借取引勘定では、証券会社から証券貸借の担保として預かった現金¹¹が借り入れ (Securities loaned) として負債側に計上されるとともに、当該現金の運用対象 (MMMF、CP、社債等) が資産側に、他の機関の資産と合算されて計上される。なお、¹²については、在米金融機関から海外企業への調達資金の移動は、負の対内直接投資¹²として計上される。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計には、対応する部門はない。

¹¹ 当該現金は、証券会社部門において、資金の貸出として取り扱われ、その他資産として計上されている。

¹² 一般的には、直接投資企業が被直接投資企業に対して資金を投入し、これが対内直接投資として計上されるが、被直接投資企業が直接投資企業のために資金調達を行う場合には、資金の移動が逆方向となることから、負の対内直接投資として記録される。

(2) 取引項目の内容と比較上の留意点

A . 貨幣用金及び外貨準備 (Gold and Official Foreign Exchange Holdings – F.200)

当項目では、米国の外貨準備に関する取引が計上され、貨幣用金、SDR、外貨、IMFリザーブポジションが含まれる。

貨幣用金およびSDRは、独立項目として計上される。これらは、国際基準に則って、フロー表では海外部門の負債側に計上するが、ストック表では、海外部門の負債側に計上しない扱いとされている。

外貨準備の保有主体別の計上は、通貨当局と中央政府に分けて行われる。

B . 特別引出権証書および財務省発行貨幣 (SDR Certificates and Treasury Currency – F. 201)

当項目は、通貨に係る財務省と通貨当局間の取引等を指し、特別引出権証書および財務省発行貨幣から成る。

特別引出権証書は、財務省が貨幣を発行するときに、中央銀行に対して発行する債務証書である。

財務証発行貨幣 (Treasury currency) は、通貨当局保有分のみが計上され、市中流通分は、統計上の不突合として計上される。このため、当部門における統計上の不突合は、貨幣発行益 (Seigniorage) を意味する。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、貨幣を中央銀行が発行するものとして計上するとともに、中央銀行が中央政府に対する債権を保有するものと擬制して、当該擬制債権を「その他」に計上している。

C . 海外預金 (U.S. Deposits in Foreign Countries – F. 202)

当項目には、米国の民間法人・個人による、海外金融機関に対する預金 (譲渡性預金を含む) が計上されている。家計、非金融法人、 MMMF の海外預金保有額は特定されているが、多くは保有主体を特定できない資産として取扱われている。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、国際収支統計をもとに海外金融機関に対する外貨預金(譲渡性預金は含まない)、円預金(定期性預金)を推計・計上している。ただし、海外預金を独立して計上してはならず、保有者側では国内銀行への預金と一緒に計上している。

D . インターバンク債権 (Net Interbank Claims – F. 203)

当項目は、インターバンクの短期債権債務を指し、短期貸出や、資金決済・外為決済、準備金調整等、様々な取引から構成されるものである。当項目はそれぞれの主体について資産と負債をネットアウトした計数を計上している。銀行持株会社と子会社との間に形成される株式類似の債権債務や、銀行の国内店とオフショア勘定・海外支店との間の債権債務のほか、通貨当局と商業銀行・商業銀行のオフショア勘定との間の債権債務も対象とされる。

当項目に含まれる預金や貸出は、各々の項目において、別途計上されている。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、銀行間取引については、コール、買入手形・売渡手形を独立して計上しているが、それ以外の銀行間取引は、個々の取引に応じて預金、貸出等の項目に計上しており、対応する項目が存在しない。ちなみに、銀行間預金は、銀行が非金融部門から受入れる預金と合わせて、預金種類別に計上しているほか、国内店と海外支店の間の債権債務(本支店勘定)を貸出に計上している。

E . 現金・当座預金 (Checkable Deposits and Currency – F. 204)

現金は、市中に流通している(財務省、中央銀行の外部で保有される)貨幣・紙幣を指す。当座預金は、商業銀行の要求払預金のほか、トラベラーズチェック、NOW勘定(Negotiable Order of Withdrawal Accounts)、A T S勘定(Automatic Transfer Service Accounts)、信用組合証券、貯蓄金庫の要求払証券を含む。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、「現金」、「流動性預金」(何れも独立項目)を合わせたものが対応する。トラベラーズチェックについては、把握していない。

F . 定期性預金 (Time and Saving Deposits – F. 205)

当項目は、国内商業銀行、貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、信用組合が受入れる定期預金、貯蓄預金、譲渡性預金を含む。個人退職金勘定も当項目に含まれる。

発行主体サイドでは、小口定期・貯蓄預金 (Small time and saving deposits、10 万ドル未満)、大口定期性預金 (Large time deposits、10 万ドル以上) が区分されるが、保有主体サイドでは、そうした区別は行われない。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、「定期性預金」と「譲渡性預金」を合わせたものが、対応する。

G . MMMF (Money Market Mutual Fund Shares – F. 206)

当項目には、MMMF が発行する投資信託受益証券 (ミューチュアルファンドシェア) が計上される。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、部門分類においてMMMF・MRFを独立させているが、取引項目では、MMMF・MRFの発行する投資信託受益証券を独立項目とせず、他の受益証券を合わせて計上している。

H . フェデラルファンド及びレポ取引 (Federal Funds and Security Repurchase Agreement – F. 207)

当項目は、インターバンク債権を除く金融機関内の短期債権債務を指し、フェデラルファンド、レポ取引等からなる。

フェデラルファンドは、フェデラルファンド市場における銀行間貸借である。レポ取引は、買い戻し条件付きで証券を売却する取引であり、証券担保貸付として取り扱う。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、「コール」、「売渡手形・買入手形」、「現先・債券貸借取引」(何れも独立項目)を合わせたものが対応する。我が国の資金循環統計では、現金担保付債券貸借取引を「現先・債券貸借取引」に含めている。

I . オープン市場証券 (Open Market Paper – F. 208)

当項目は、C PとB A (Bankers Acceptance : 銀行引受手形)からなる。C Pには、市場で直接発行されるもの(ダイレクトC P)とディーラーに引き受けられるものの双方が含まれる。B Aは、国内銀行や在米外銀の負債として計上されるが、銀行が保有するものはネットアウトされ、計上されていない。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、「C P」が対応する。ただし、ダイレクトC P及びB Aは、把握・計上していない。

J . 国債 (Treasury Securities – F. 209)

当項目は、T B (Treasury Bills)、T ノート、T ボンドから構成され、市場性のある国債、市場性のない国債の双方がカバーされるほか、連邦政府が発行した貯蓄債券や外債も含まれる。

国債のうち、連邦政府機関や連邦政府関連の信託基金が保有する分はネットアウトされ、計上されていない。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、政府短期証券を独立項目としている。また、国債、政府短期証券とも、グロスベースで計上しており、国債整理基金特別会計(中央政府に分類される)や公的機関(公的金融機関や公的非金融法人)が保有する分も計上している。

K . 政府関係機関債 (Agency Securities – F.210)

当項目は、以下の債券から成る。

連邦政府機関 (米国輸出入銀行、預金保険機構等) が発行した債券や公的機関 (郵便局等) の発行した政府保証債券。

政府後援金融機関が発行した債券。

モーゲージプールが発行した MBS (GNMA、FNMA、FHLMC、FSA) の組成した貸出債権を担保にしたもの¹³。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、「政府関係機関債」が該当する。ただし、当項目に MBS は含まれない。MBS が発行された場合には、債権流動化関連商品に計上される。

L . 地方債・地公体借入 (Municipal Securities and Loans – F. 211)

当項目は、州・地方政府の債務である債券、借入を指す。大部分は受取利子等が課税対象とならないものである。貿易信用や、中央政府からの借入は含まれていない。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、「地方債」₁、地方公共団体部門の「民間金融機関貸出」₁、「公的金融機関貸出金」(何れも負債サイド) を合わせたものが相当する。

M . 事業債及び外債 (Corporate and Foreign Bonds – F.212)

当項目は、以下の債券から成る。

居住者が発行した国内債。

居住者が海外で発行した外債 (ユーロ債) 。

非居住者が米国で発行した債券 (ヤンキー債) のうち居住者が取得したものの。

¹³ MBS は Mortgage Backed Securities のこと。なお、各機関の正式名称は、Government National Mortgage Association, Fannie Mae, Freddie Mac, Farm Service Agency。

非居住者が海外で発行した債券のうち居住者が米国の証券会社を通じて取得したものを。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環統計における、「事業債」、「居住者発行外債」に、「対外証券投資」を加えれば、当項目に概ね対応する。

N．株式（Corporate Equities – F.213）

当項目は金融機関や非金融法人の株式を指し、普通株、優先株の双方がカバーされる。公開会社に止まらず非公開会社も対象となるほか、非居住者発行株式の居住者取得分も含まれが、実際には、ニューヨーク証券取引所、NASDAQで取引される公開株式が、残高の殆どを占める。

直接投資（10%以上の持分保有）は、「その他（特定可能なもの）」に計上され、株式としては計上されていない。また、親会社による子会社株式の保有についても、把握可能な範囲内で、「その他（特定可能なもの）」に計上され、株式としては計上されていない。

株式の残高は時価で計上される。なお、民間非金融法人の株式による資金調達について、90年代後半以降、マイナスが計上されているが、これは、合併に伴う株式減少や自己株消却に起因するものである。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環統計における、「株式・出資金」に相当する。なお、我が国の資金循環統計では、対内直接投資と対内株式投資を区別しておらず、対内直接投資を、対内株式投資と共に株式・出資金として計上している。

O．投資信託受益証券（Mutual Fund Shares - F. 214）

投資信託受益証券は、ミューチュアル・ファンドによって発行されたオープンエンド型の証券を指す。MMMFの投資信託受益証券は分離計上する。

投資信託受益証券の資産価値は、運用資産と一致するため、時価で評価されていることになる。

P．その他の銀行貸出（Bank Loans Not Elsewhere Classified - F. 215）

当項目は商業銀行による、他に分類されない貸出を指し、家計（対家計民間非営利団体を含む）向け貸出、企業向け貸出、海外向け貸出、金融機関向け貸出を含む。ファイナンシャル・リース債権や当座貸越も、当項目に含まれる。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環統計では、「民間金融機関貸出」の「企業・政府等向け」と、「割賦債権」を合わせたものが、概ね対応する。ファイナンシャル・リース取引は割賦債権に含まれるが、基礎データの制約から、ファイナンシャル・リースのうち、企業において、金融取引として会計処理されているものしかカバーしていない。

Q．その他貸出（Other Loans and Advances – F. 216）

その他貸出は、銀行以外の金融機関による貸出、及び非金融部門の貸出等からなる。貸出主体が、中央政府、海外、貯蓄金庫（リース債権も含む）、商業銀行（手形割引等）、生命保険（加入者向け貸出）、政府後援金融機関、ABS発行機関、ファナンス会社に、借入主体が、家計、企業、政府等に区分されており、どの部門からどの部門へ貸出が行われたかが示されている。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環統計では、中央政府、海外による貸出は、「非金融部門貸出金」に、政府後援金融機関の貸出は、「公的金融機関貸出金」に、貯蓄金庫、生命保険、ABS発行機関、ファイナンス会社の貸出は、「民間金融機関貸出」の一部に対応する。

また、我が国の資金循環統計でも、マトリックス表とは別に「金融仲介機関の部門別貸出残高」を公表しており、どの部門からどの部門へ貸出が行われたかをみることができる。

R．抵当貸付（Total Mortgages – F. 217）

抵当貸付（モーゲージ）は、実物資産によって担保された貸出を指す。貸出の種類が、住宅抵当貸付（Home Mortgages – F. 218）、集合住宅抵当貸付

(Multifamily Residential Mortgages – F. 219) 商業抵当貸付 (Commercial Mortgage – F. 220) 農業抵当貸付 (Farm Mortgage – F. 221) に区分されている。貸出主体には、銀行、保険、政府後援金融機関、モーゲージプール、A B S 発行機関といった金融機関のほか、政府、企業、家計 (民間基金等の対家計民間非営利団体) も含まれる。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、担保の有無や種類による貸出の区別は行っていない。ただし、個人向け不動産抵当貸付については、我が国の資金循環統計における「住宅貸付」(「民間金融機関貸出」ないし「公的金融機関貸出金」の内訳) が該当する。

S . 消費者信用 (Consumer Credit - F. 222)

消費者信用は消費者に対する割賦、非割賦の債権であり、家計部門の負債に計上される。貸出主体として、金融機関のほか、非金融企業も計上されている。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、「消費者信用」が対応する。ただし、我が国の資金循環統計における「消費者信用」には、金融機関が供与する信用のみが含まれ、非金融法人の供与する信用は含まれていない。米国の資金循環統計における「消費者信用」には、1 回払いのクレジットカード債権も含まれるが、我が国の資金循環統計における「消費者信用」は、当該債権を含まない。

T . 企業間信用 (Trade Credit - F. 223)

企業間信用は、財・サービスの売上に伴う売掛債権・買掛債務を指す。売掛債権と買掛債務の記録時点の相違から、資金循環統計上、資産総額と負債総額は一致していない。不一致額は、当項目の不突合として計上される。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、「企業間・貿易信用」が該当する。

U . 証券金融 (Security Credit - F. 224)

証券金融は、証券取引にあたっての、商業銀行からディーラー・ブローカーへの貸出や、証券会社と顧客の間の債権債務を指す。一部の有価証券担保貸出は、銀行貸出や消費者信用の項目に含まれる。また、海外と国内諸部門と証券貸借取引も当項目に計上される。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、証券取引にあたっての貸出を、「民間金融機関貸出」の「企業・政府等向け」に含めており、分離計上してない。

V . 保険・年金準備金 (Life Insurance and Pension Funds Reserves - F. 225)

保険・年金準備金は、保険・年金基金と保険・年金加入者との間の債権・債務である。

保険準備金は、生命保険会社のほか、中央政府においても計上される。年金準備金は、民間年金基金、州・地方職員退職金基金、生命保険会社(個人年金相当分)のほか、中央政府において、計上される。

保険準備金は、生命保険会社では、保険数理計算上の基礎データを基に、運用資産とは独立して推計・計上される一方、中央政府では、運用資産と同額として計上される。年金準備金は、民間年金基金や生命保険会社については、年金数理計算上の基礎データを基に、運用資産とは独立に推計・計上される一方、州・地方職員退職金基金や中央政府については、運用資産(実物資産、金融資産)を基に、推計・計上される。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計においては、保険準備金は、積立型保険に係るもののみを計上している。

我が国の資金循環統計では、年金準備金を、年金基金の金融資産(実物資産は含めない)と同額の債務を家計に負担するものとして計上している。このため、米国の資金循環統計と異なり、年金基金の積立不足は計上されていない。

W . 未払税金 (Taxes Payable by Business - F. 226)

当該項目は企業部門の連邦政府や州・地方政府への未払い税金を指す。該当する政府の資産は未収税金として計上する。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、「未収・未払金」が該当する。ただし、我が国の資金循環統計における「未収・未払金」は、利子、配当、保険料・保険金に係る未収金・未払金も含む。

X . 信託受益権 (Investment in Bank Personal Trust – F. 227)

当項目は、家計の信託に対する持分を指す。信託における運用収益は、家計に配当され、再投資されたものとして取り扱われる。このため、信託受益権は、運用資産（実物資産、金融資産）と一致する。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計にも、「信託受益権」があるが、家計保有分は、合同運用信託に係るものが殆どである。

Y . 非法人企業持分 (Proprietors' Equity in Noncorporate Business - F.228)

当項目は、非法人企業に対する家計の持分を指す。個人企業等の非法人企業の正味価値に該当するものである。

ストックには、家計の投資・再投資の蓄積に加え、取引によらない価値の変化も反映される。後者については、フローとストックの不接合として、調整表に計上される。また、フローは家計の非法人企業への純投資 (Proprietor's net investment) として計上される。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、個人企業を家計に含めており、非法人企業持分を把握・計上していないことから、家計の株式・出資金（資産サイド）は、米国の資金循環統計の株式・出資金に比べ小さくなる傾向がある。また、総資産を比較する時にも、同様の留意が必要である。

Z . その他 (Total Miscellaneous Financial Claims – F.229)

その他は、上記以外の資産・負債をまとめて計上しているものと、統計上の不突合に分類される。

Z - a . その他 (上記以外の項目) (Identified Miscellaneous Financial Claims –Part I: F.230, Part II:F.231)

主要なものとして、 対外直接投資 (10 %以上の持分所有)、 対内直接投資 (同)、 世界銀行への出資金、 F R B への出資金、 政府後援金融機関への出資金、 銀行持株会社の保有株式、 非金融法人のファイナンス子会社に対する出資金、 金融持株会社の保有株式、 が含まれる。

このほか、 政府による外貨準備外の外貨保有、 郵便貯金、 F H L B s (Federal Home Loan Banks) への預金、 生命保険の未経過保険料・未収保険料、 生命保険会社の異常危険準備金、 保険会社の準備金、 年金基金からの保険会社への運用委託に係る保険会社の債務、 企業の年金基金に対する債務、 証券貸借に係る現金担保、 が含まれる。

企業の年金基金に対する債務は、民間年金基金における積立不足に対応したものである。証券貸借に係る現金担保は、証券会社とファンディング会社の間で、現金担保の授受を資金の貸借として計上するものである。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、年金基金の積立不足を計上していない。また、証券貸借取引に係る現金担保は、貸出の一種として、現先取引と合わせて計上している。

Z - b . その他 (統計上の不突合) (Unidentified Miscellaneous Financial Claims – F. 232)

統計上の不突合は、特定化できない不突合及び、残高が稀少であり特定化する必要がないと思われる項目からなる。

2. イギリスの資金循環統計

概要

イギリスの資金循環統計¹⁴は、中央統計局（ONS: Office for National Statistics）によって、四半期毎に約 10～11 週間のラグを持って公表されており、計数は 1963 年まで溯ることができる¹⁵。

勘定は、14 の部門と 44 の取引項目から成り立っており、フロー表（Financial accounts flows）、ストック表（Financial accounts levels、Financial Balance Sheet と呼ばれる）が作成されている。

また、イギリスの場合、ONS が国民経済計算体系全体を作成していることから、資金循環統計で算出された資金過不足と、非金融勘定（所得支出勘定、蓄積勘定の資本勘定まで）で算出された貯蓄投資差額が、国民経済計算において統計上の不突合として計上されている¹⁶。

統計の枠組みについては、E S A 9 5（European System of Accounts 1995、9 3 S N A の E U 版）に対応した大幅な見直しが行われているが、金融派生商品に係る基礎統計の整備、国債の保有者別残高や売買・貸借に関する調査、等、精度向上に向けた作業が引き続き行われており、今後さらに、資金循環統計の枠組みの見直しが行われる可能性がある。

統計の枠組みや各部門・商品の定義については、ONS の作成する金融統計に関する解説書（Financial Statistics: Explanatory Handbook）によって公表されている。

¹⁴ ONS では資金循環統計を、Financial Accounts と呼称している。

¹⁵ データは、<http://www.statistics.gov.uk> において入手可能

¹⁶ ONS では、資金循環統計のほか、国際収支統計も作成しており、国民経済計算体系の整合性がよく確保されている。

(1) 各部門の内容と比較上の留意点

1. 非金融法人企業 (Non-financial Corporations – S.11)

1 - 1. 公的非金融法人企業 (Public Non-financial Corporations – S.11001)

1 - 2. 民間非金融法人企業 (Private Non-financial Corporation – S.11102)

非金融法人企業部門は、財の生産・非金融のサービスの提供を行う法人企業および準法人企業から成る。準法人企業は、パートナーシップ等、法人形式をとらないが家計とは勘定が分離された企業である。家計と勘定が分離されていない個人企業は、家計に分類される。

公的非金融法人企業部門は、政府に所有または支配される法人・準法人 (BBC 等) のほか、そうした法人・準法人に所有・支配される準法人 (政府にとっての孫会社) をも含む。なお、民営化された国有企業 (英国航空等) は、民間非金融法人企業に分類される。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、公的非金融法人の範囲が狭い。これは、我が国の国民経済計算体系において、93SNA の定義よりも、その範囲を限定したため、具体的には、政府に所有かつ支配される法人のみを含み、政府にとって孫会社となる法人を含まない、という扱いである。

2. 金融機関 (Financial Corporations – S.12)

2 - 1. 通貨金融機関 (MFIs) (Monetary Financial Institutions – S.121+S.122)

2 - 1 - 1. 銀行等 (Banks)

2 - 1 - 2. 住宅金融組合 (Building Societies)

銀行等は、中央銀行 (発券部門及び銀行部門)、商業銀行、および住宅金融組合以外の預金取扱機関、から成る。信用組合や MMF は、その他金融仲介機関・

非仲介型金融機関部門に含まれる。中央銀行の外国為替勘定（外貨準備の管理を行う中央政府の勘定）は、当部門ではなく中央政府に計上される。

住宅金融組合は、住宅貸出を主要業務とする預金取扱機関である。

（比較上の留意点）

通貨金融機関は、93SNAにおける預金取扱機関に該当し、我が国の資金循環統計でも、預金取扱機関としている。ただし、イギリスの資金循環統計では、信用組合が預金取扱機関に含まれていない。

2 - 2 . その他の金融仲介機関・非仲介型金融機関（Other Financial Intermediaries & Auxiliaries – S.123+S.124）

預金取扱機関、保険・年金基金以外の金融仲介機関、非仲介型金融機関からなる。

その他金融仲介機関は、預金以外の手段で資金を調達する金融仲介機関であり、証券会社、投資信託委託会社、ファイナンス会社等を含む。金融持株会社は、当部門に分類される。

非仲介型金融機関は、金融仲介に関連するが金融仲介を行わない機関であり、保険や投資に関するコンサルタント、外為ブローカー、証券取引所等を含む。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環統計では、その他金融仲介機関と非仲介型金融機関を合わせたものが該当する。ただし、我が国の資金循環統計では、その他金融仲介機関のうち公的金融機関のウェイトが高い。また、投資コンサルタントやアドバイザーについて、金融資産・負債残高が僅少であることを考慮し、実際の計上は行っていない。

2 - 3 . 保険・年金基金（Insurance Corporations & Pension Funds – S.125）

リスクをプールすることを通じて金融仲介を行う保険会社、年金基金を指す。

公的年金やその他の社会保障基金は、年金基金に含まれない。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環統計では、保険・年金基金が該当する。

3．一般政府（General Government – S.13）

3 - 1．中央政府（Central Government – S.1311）

3 - 2．地方公共団体（Local Government – S.1313）

中央政府部門には、中央政府とスコットランド、ウェールズ、北アイルランド政府、及びこれらの機関が運営する非営利団体からなる。また社会保障基金、外国為替勘定（Exchange Equalization Account）は当部門に含まれている。

地方公共団体とは地方にその活動が限定される行政団体である。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環統計では、社会保障基金を中央政府から分離し、独立部門としている。

4．家計及び対家計民間非営利団体（Household & NPISH – S.14+S.15）

家計（個人企業を含む）と対家計民間非営利団体（大学・協会など）から成る。家計と対家計民間非営利団体については、基礎データの制約から、独立部門とされていない。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環統計では、家計と対家計民間非営利団体を、各々独立部門としている。

5 . 海外 (Rest of the World – S.2)

海外 (非居住者) は、国際収支統計及び対外資産負債残高表と一致している。

(2) 取引項目の内容と比較上の留意点

A . 貨幣用金・S D R (Monetary Gold and Special Drawing Rights (SDRs) - F.1)

当項目には、中央政府の外国為替勘定が保有する外貨準備のうち、金、通貨、S D R、I M F 勘定が含まれる。

これらは、フロー表においては、海外部門の資産サイドに中央政府の取引フローに反対符号を付けた計数が計上される一方、ストック表では、中央政府の資産サイドのみに計上され、海外部門の負債サイドには計上されない。このため、フロー表では、資産・負債がバランスしている一方、ストック表では、資産・負債がバランスしていない。

なお、外貨準備に含まれる資産のうち、預金はその他預金に、短期証券は非居住者発行C P・T Bに、中長期債は非居住者発行債に (1995 年以前は、預金、短期証券、中長期債の全てが非居住者発行債に) 含まれている。

B . 現金・預金 (Currency and Deposits – F.2)

B - a . 現金 (Currency – F.21)

現金は、自国通貨、外国通貨のほか、通貨金融機関に保有されている金を含む。紙幣は中央銀行の負債サイドに計上され、硬貨は中央政府の負債サイドに計上される。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、貨幣を中央銀行が発行するものとして計上するとともに、中央銀行が中央政府に対する債権を保有するものと擬制して、当該擬制債権を「その他」に計上している。また、金に関しては、中央銀行保有の貨幣用金を、その他対外債権債務の内訳である「金・SDR等」に計上している。

B - b . 預金 (Deposits with MFIs - F22)

B - b - a . 国内預金 (Deposits with UK MFIs - F221)

B - b - a - a . ポンド建て預金 (Sterling Bank Deposits - F2211)

B - b - a - b . 外貨預金 (Foreign Currency Bank Deposits - F2212)

B - b - b . 海外預金 (Deposits with Rest of the World MFIs - F222)

預金のうち国内預金は、通貨金融機関（商業銀行および住宅貸付組合）に対する預金を指し、外貨預金も含む。預金のうち海外預金は、居住者の海外の預金取扱機関に対する預金を指す。なお、譲渡性預金は、短期証券に含まれる。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、海外預金については、定期性預金ないし外貨預金として計上している。なお、譲渡性預金は、預金に含めている。

B - c . その他預金 (Other Deposits - F29)

通貨金融機関に対する通常の預金以外の預金からなる。具体的には、家計の中央政府に対する預金である国民貯金や、外貨準備に関する預金が当項目に含まれる。

(比較上の留意点)

我が国では、国民貯金に類する金融資産は存在せず、預金を債務として持ち得るのは預金取扱機関と海外のみである。また、外貨準備に関しては特別の扱いをせず、外貨預金の一部として計上している（なお、2000年第

一四半期以前は、外貨預金は預金の一部ではなく、その他対外債権債務の内訳である「外貨準備」の一部として計上していた。

C . 株式以外の証券 (Securities other than Shares – F.3)

C - a . 短期証券 (Money Market Instrument – F.331)

C - a - a . T B (Issued by UK General Government – F.3311)

C - a - b . C D ・金融機関 C P (Issued by UK Monetary Financial Institutions – F.3315)

C - a - c . C P (Issued by Other UK Residents – F.3316)

C - a - d . 非居住者 C P ・ T B (Issued by Rest of the World – F.3319)

当項目は、満期が一年以内の短期証券を指し、T B、C Pのほか、C Dも含む。

短期証券は、発行者別に区分して計上される。C D ・金融機関発行 C P は、通貨金融機関発行分に限定される。

T B、C D ・金融機関発行 C P、居住者発行 C P については、発行通貨 (ポンド建、外貨建) に関わりなく計上されるが、非居住者発行 C P については、ポンド建のみが計上される。

T B については、中央政府の保有分がネットアウトされる。また、B O E (Bank of England) が保有する T B 等のうち、外国中銀から受入れた外貨預金の対応資産として保有するものもネットアウトされる。

非居住者発行 C P ・ T B には、中央政府が外貨準備として保有している T B 等も計上されている。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、C D を預金として計上しているほか、対外証券投資には、外貨建債券も含めている。また、政府短期証券や国債について、中央政府保有分をネットアウトせず、グロスベースで計上している。

- C - b . 中長期債 (Bonds – F.332)
- C - b - a . 国債 (ギルト債)(Issued by UK Central Government – F.3311)
- C - b - b . 地方債 (Issued by UK Local Authorities – F.3322)
- C - b - c . 金融債 (Issued by UK Monetary Financial Institutions – F.3325)
- C - b - d . 事業債 (Issued by Other UK Residents – F.3326)
- C - b - e . 非居住者債 (Issued by Rest of the World – F.3329)

中長期債は満期が一年超の債券を指す。外債(各部門が海外で発行する債券)や優先株も、債券として計上される。

中長期債も、発行主体別に分類される。金融債は、通貨金融機関発行分に限定される。事業債には、非営利組織が発行する債券も含まれる。国債については、中央政府保有分がネットアウトされる。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、居住者発行外債を独立項目として計上しているほか、優先株を株式・出資金に分類している。

- C - c . 金融派生商品 (Financial Derivatives – F.34)

金融派生商品については、項目が設けられているが、現時点では、計数が計上されていない¹⁷。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、金融派生商品をフォワード系、オプション系に区別して計上している。

¹⁷ イギリスでは1999年から、社会会計の枠組みに沿った、居住者ベースでの金融派生商品調査を開始しており、BOEが調査結果を公表している。

D . 貸出 (Loans – F.4)

貸出は、満期によって短期と長期に区分されている。

D - a . 短期貸出 (Short Term Loans – F.41)

D - a - a . 金融機関貸出 (Loans by UK Monetary Financial Institutions)

D - a - b . 非居住者貸出 (Loans by Rest of the World MFI's)

短期貸出は、満期が一年以内の貸出を指す。金融機関による貸出のみが対象であり、通貨金融機関によって行われるものが金融機関貸出に計上され、海外の通貨金融機関による居住者への短期貸出が、海外部門貸出に計上される。

銀行部門（通貨金融機関部門の細分類）の貸出には、レポ取引が含まれる。なお、同部門の時系列表では、短期貸出が、ポンド建と外貨建に区分されるが、貸出先が部門別に区分されていない。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環統計では、貸出を満期によって区別はしない。また、預金取扱機関以外の金融機関による貸出も、「民間金融機関貸出」ないし「公的金融機関貸出金」に計上しているほか、政府、非金融法人、非居住者による貸出を「非金融部門貸出金」に計上している。

D - b . 長期貸出 (Long Term Loans – F.42)

D - b - a . 直接投資貸出 (Direct Investment Loans)

D - b - b . 住宅貸付 (Loans Secured on Dwellings – F.422)

D - b - c . ファイナンシャル・リース (Finance Leasing – F.423)

D - b - d . 通貨金融機関以外の居住者貸出 (Other Loans – F.424)

D - b - e . 非居住者貸出 (Other Loans by the Rest of the World – F.429)

直接投資貸出は、国内外の関連会社（10%以上の株式保有先企業）との間の貸出・借入や海外支店に対する債権・債務が含まれる。

住宅貸付は、住宅の購入・改築を用途とする貸出を指す。

ファイナンシャル・リースは、リース会社（銀行系子会社を中心）が提供するファイナンス・リースを指す。また、通貨金融機関以外の居住者貸出は、ファイナンス会社や小売業者による消費者信用からなる。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環統計では、企業において、リース資産が売買として会計処理される所有権移転ファイナンス・リースのみを、「割賦債権」の項目計上しており、ファイナンスリースの多くを、計上対象外としている。また、我が国の資金循環統計では、小売業者の消費者信用を把握・計上していない。

E . 株式・出資金等 (Shares and Other Equity – F.5)

E - a . 上場・店頭登録株式 (Quoted UK Companies – F.514)

上場・店頭登録株式は、ロンドン証券取引所に上場、ないし店頭登録されている、イギリスの法人企業の株式を指す。自己株式の取得分は、ネットアウトされている。

E - b . 非公開株式 (Unquoted UK Companies – F.515)

非公開株式は、上場・店頭登録されていないが取引が可能な、イギリスの民間・公的法人企業の株式を指す。対内直接投資は、当項目に計上され、再投資収益分¹⁸も加減されている。

E - c . その他持分 (Other UK Equity – F.516)

株式以外の持分を指す。

¹⁸ 国内の被投資企業の内部留保が海外投資家への配当として支払われ、再投資されたと擬制。

E - d . 非居住者発行株式 (Shares and Other Equity Issued by the Rest of the World – F.519)

非居住者発行株式は、取引が可能な、海外の法人企業・準法人企業が発行した株式の居住者による取得分を指す。対外直接投資は、当項目に計上され、再投資収益分¹⁹も加減されている。また、国際機関への出資も含まれている。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、イギリスの資金循環統計と同様に、対内直接投資を株式・出資金に計上しているが、再投資収益を計上対象としていない。また、我が国の資金循環統計では、対外投資に関し、対外直接投資と対外証券投資を区別して計上している。

E - e . 投資信託受益証券 (Mutual Funds' Share – F.52)

E - e - a . 国内投信 (UK mutual Funds' Share – F.521)

E - e - b . 海外投信 (Rest of the World Mutual Funds' Share – F.529)

投資信託受益証券のうち国内投信は、イギリスで発行された、契約型・会社型投資信託 (オープンエンド型・契約型投信 < ユニット・トラスト >、クローズドエンド型・会社型投信 < インベストメント・トラスト >、オープンエンド型・会社型投信、契約型不動産投信) に係る受益証券や持分を指す。

投資信託受益証券のうち海外投信は、海外で発行された投資信託受益証券を指す。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、海外投信の居住者による取得は、その他対外

¹⁹ 海外の被投資企業の内部留保が国内の投資家に配当として支払われ、再投資されたと擬制。

債権債務等に計上している。

F . 保険・年金準備金 (Insurance Technical Reserves – F.6)

F - a . 準備金に対する家計の持分 (Net Equity of Households in Life Insurance Reserves and Pension Funds' Reserves – F.61)

F - b . 未経過保険料・支払備金 (Prepayments of Insurance Premiums and Reserve for Outstanding Claims – F. 62)

保険・年金準備金は、生命保険および年金基金の責任準備金を指し、家計の持分として計上される。生命保険や年金基金の運用資産は、家計に帰属するものとして計上される²⁰。

未経過保険料は、保険料の支払時期と保険サービスの提供期間との間のずれから生じる、未収・未払金を指し、支払備金は、未払の保険金を指す。殆どが家計の資産として計上されるが、一部は、海外部門の資産に計上される。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、掛捨て型保険の保険準備金を、計上対象外としているほか、未経過保険料及び支払備金を、「未収・未払金」に計上している。

G . その他 (Other Accounts Receivables/Payables – F. 7)

当項目は、利息や税金に係る未収・未払金のほか、企業間・貿易信用等を含む。ただし、国内の企業間信用については、民間非金融法人間の信用や、非金融法人企業と個人企業との間の信用は、十分把握されていない。また、国内企業と海外企業との間の貿易信用は当項目に含まれるが、国内企業と海外の子会社との間の貿易信用や、海外企業と国内の子会社との間の貿易信用は、直接投資に計上される。

²⁰ 生命保険や年金基金の運用収益は、家計に対して配当として支払われ、再投資されたものとして扱われる。

3．ドイツの資金循環統計

概 要

ドイツの資金循環統計は、ブンデスバンクによって年次データが約 20 週間のラグをもって公表されており、計数は、両ドイツ統合ベースでは 1990 年まで、西ドイツ単独のベースでは 1950 年まで遡及データが存在する²¹。

勘定は、10 の部門と 20 の取引項目から成り立っており、フロー表、ストック表が作成されている。一方、調整表は、いまのところ作成されていない。

ドイツの場合、フローについては、金融取引のほか、実物取引（蓄積勘定の資本勘定）も計上されており、法人企業、家計、政府、海外については、国民経済計算から得られる貯蓄（資本移転を含む）および実物資産の純購入から貯蓄投資差額が算出されている。このため、資金循環統計の資金過不足と貯蓄投資差額の乖離が、統計上の不突合として計上されている。なお、ストックデータについては、金融資産・負債のみが計上対象となっており、実物資産をも含めた貸借対照表は、資金循環統計としては公表されていない。

資金循環統計の枠組みについては、ここ数年、E S A 9 5 に対応した見直し作業が行われていたが、本年 6 月に当該作業が一段落し、1999 年のデータから、見直し後の統計が順次公表されている。

統計の枠組みについては、1990 年～1998 年の資金循環統計の遡及計数が掲載された冊子（“ Deutsche Bundesbank, Financial Accounts for Germany 1990 to 1998 ”）において、公表されている²²。

²¹ データは <http://www.bundesbank.de/> において入手可能。

²² 本年 11 月の時点では、見直し後の統計に関する解説書は公表されていないが、公表された統計からみる限り、部門、取引項目に大きな変化がみられないため、以下の記述は、見直し前の統計に関する解説書をベースに、明らかな変更点について修正を加える形で行っている。

(1) 各部門の内容と比較上の留意点

1 . 家計・対家計民間非営利団体 (Private Haushalte und Private Organisationen ohne Erwerbszweck)

家計には、個人企業や対家計民間非営利団体 (教会、慈善団体等) も含まれる。

また、個人企業については、消費に関する取引のみが当部門に計上され、生産に関する取引は、非金融法人企業に計上される。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、対家計民間非営利団体を家計から分離して、独立部門としている。

2 . 非金融法人企業 (Nichtfinanzielle Kapitalgesellschaften)

当部門には、民間企業のほか、鉄道、郵便等の公的非金融法人企業が含まれている。また、法人形態を取らない企業に関しても、生産に関する取引は当部門に計上されている。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、法人形態を取らない個人企業は家計と一体であると見なしている。そのため、個人企業のもつ資産・負債や、個人企業が行う取引もすべて家計に計上される。

3 . 一般政府 (Staat)

3 - 1 . 政府 (Gebietskörperschaften)

3 - 2 . 社会保障基金 (Sozialversicherungen)

一般政府は、政府及び社会保障基金からなる。政府については、中央政府と

地方政府への区分が行われていない。社会保障基金には、政府系の医療機関も含まれている。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環統計では、一般政府を、中央政府・地方公共団体・社会保障基金として計上している。また、政府系の医療機関は、公的非金融法人に分類している。

4．金融機関（Inländische Finanzielle Sektoren）

4 - 1．通貨金融機関（Monetäre Finanzinstitute）

当部門は、ブンデスバンクのほか、3大銀行などのユニバーサルバンク及び法律に基づき独自の分野で活動している専門金融機関からなる（投資会社、保険会社を除く）。

具体的には、住宅貯蓄金庫、信用銀行（商業銀行）、貯蓄銀行、信用協同組合、抵当銀行、特殊金融機関、ポストバンク（郵便貯金）などから成る。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環統計では、中央銀行を独立部門として計上しているほか、特殊金融機関に該当する公的金融機関を、その他金融仲介機関に分類している。

4 - 2．その他金融機関（Sonstige Finanzinstitute）

当部門は、金融市場商品、証券、不動産に対する投資を行う国内の投資会社（投資信託委託会社）を指す。

4 - 3 . 保険・年金基金 (Versicherungen)

当部門は、生命保険、損害保険、健康保険、再保険といった保険商品を提供する民間・公的の保険会社、法人として設立されている年金基金からなる。自営業者が加盟する年金基金も含まれる。一方、法人として独立していない企業年金に関する基金は、年金基金の運営機関（非金融法人企業、保険、銀行）に計上される。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、法人として独立していない適格退職年金も、年金基金部門に計上している。

5 . 海外 (Übrige Welt)

非居住者を指す。

(2) 取引項目の内容と比較上の留意点

(i) 実物資産の取得、貯蓄、資本移転 < 蓄積勘定の資本勘定 >
(Sachvermögensbildung und Ersparnis)

実物資産については以下の項目が計上され、純貯蓄（固定資本減耗加算前の純貯蓄 + 資本移転）と純投資（実物資産の取得から固定資本減耗を控除）の差額として、貯蓄投資差額が算定される。

A．純投資（Nettoinvestitionen）

当項目は、投資によって増加した実物資産が、純額（総固定資本形成から固定資本減耗が控除されて）計上される。

土地の取得は、把握・計上されていない。

政府による実物資産の取得は、支出額ではなく生産額（建設工事進捗度）をベースに、推計されている。

B．資本移転と貯蓄（Ersparnis und Vermögensübertragungen）

所得再分配後、固定資本減耗加算前の純貯蓄から、ネット資本移転を加減した、資金の源泉を指す。

個人企業は、非金融法人企業に分類されており、個人企業の留保利益は、非金融法人の貯蓄として計上されている。当該留保利益が家計に配当されるという扱いは、採用されていない。

（ii）金融取引

金融取引については、証券関係（債券、株式等）を除き、同一部門間取引がネットアウトされる。

A．貨幣用金およびS D R（Währungsgold und Sonderziehungsrechte）

当項目には、外貨準備としての金および貨幣用金が計上される。これらは、中央銀行が保有するものとして、銀行部門の資産サイドに計上されるほか、海外部門の負債サイドにも計上される。

B . 現金・預金 (Bargeld und Einlagen)

B - a . 現金・流動性預金 (Bargeld und Sichteinlagen)

当項目は、貨幣・紙幣といった現金、および満期が1ヶ月以内の預金からなる。金融機関預金は、ネットアウトされ、銀行以外の機関が保有する現金・流動性預金（マルク建て）が計上されている。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環統計では、金融機関の保有する現金や金融機関預金も、ネットアウトせず、グロスベースで計上している。

B - b . 定期性預金 (Termingelder)

当項目は、満期が1ヶ月以上の定期性預金・C D (Bank Saving Bonds) からなる。

金融機関預金は、ネットアウトされ、銀行以外の機関が保有する現金・流動性預金のみが計上されている。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環統計では、金融債を、株式以外の証券に含まれる独立項目として計上している。また、金融機関預金については、ネットアウトせず、グロスベースで計上している。

B - c . 貯蓄性預金 (Spareinlagen)

当項目は、満期に定めがなく、解約に最低3ヶ月前の事前通知が必要な預金を指す。

B - d . 貯蓄証書 (Sparbriefe)

住宅貯蓄金庫が受入れた、預金等の様々な資金を指す。

C . 短期証券 (Geldmarktpapiere)

短期証券は、TB、満期が2年以下の割引短期国債、CPから成る。外国政府がドイツで発行したTBも当項目に含む。

なお、割引債の利子を各期間に配分して記録する扱いは、一部の割引債にのみ適用している。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、FBを政府短期証券とする一方、割引短期国債を国債に含めている。また、割引金融債についてのみ、利子を各期間に配分して記録する扱いを適用している。

D . 債券 (Rentenwerte)

当項目には、居住者発行、非居住者発行を問わず、ドイツ国内で発行された全ての債券を含む。居住者発行外債は、当項目に含まれない。

国債、事業債等、債券の種類別に区分計上されていない。また、債券の残高は時価で評価されている。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、居住者発行外債も、債券として計上している。

E . 金融派生商品 (Finanzderivate)

現段階では、国際収支統計から得られる情報をもとにオプションプレミアム

や金融派生商品取引に関わる資金の授受を取引フローとして計上している。ただし、カバレッジは海外と国内との間の取引に留まっており、国内部門間の取引に関しては計上していない。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計での金融派生商品に対応する。我が国の資金循環統計では、金融派生商品取引に関わる利子等の受け払いを取引フローには含ず、金融派生商品の価値の変化は全て調整であるとみなしている。

F. 株式 (Aktien)

株式は、国内企業発行株式、および海外企業発行株式の居住者取得分を含む。負債サイドにおいて、株式の取引フローが計上されるのは、新株発行ないし転換社債の転換の場合に限定される。

残高については、公開企業については時価ベースで計上される。一方、非公開の株式会社については、法人統計の「資本金」に、一定比率を準備金として加算して計上している。

合併や自己株消却に伴う資本金の変化は、残高に反映されるがフローには反映されない(調整額に相当するものになる)。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、居住者による海外株式の取得を、対外証券投資として計上している。また、非公開企業の出資金を、法人企業統計の資本金と資本準備金を合計して、簿価ベースで計上している。

G. 株式以外の持分 (Sonstige Beteiligungen)

株式以外の持分を指す。1999 年末計数から時価ベースの推計が行われている。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では公開株式以外の持分を出資金と定義しており、非公開株式を含む。これに対し、ドイツの資金循環統計では、非公開株式も株式に含まれる。

H . 投資信託受益証券 (Investmentzertifikate)

投資信託に対する受益証券を指す。

I . 貸出 (Kredite)

I - a . 短期貸出 (Kurzfristige Kredite)

短期貸出は、銀行等から非金融部門への貸出のうち、満期が一年以内のものを指す。現先取引等、債券を担保とした資金移動も当項目に含まれている。

海外金融機関による貸出は、その他に計上される。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、貸出を短期と長期に区分していない。一方、現先・債券貸借取引を、独立項目として計上している。

I - b . 長期貸出 (Längerfristige Kredite)

長期貸出は、銀行等から非金融部門への貸出のうち、満期が一年超のものを指す。債務証書 (一定回数まで譲渡自由な貸出債権²³) も、当項目に含まれる。

J . 保険・年金準備金 (Ansprüche gegenüber Versicherungen)

²³ 連邦政府をはじめとする公的機関、特殊金融機関、民間非金融法人企業等によって発行されている。債券発行に比べ手続が簡便であり発行コストが低いなどのメリットがあり、活発に発行され、店頭で活発に取引がなされている。

- J - a . 短期保険・年金準備金 (Kurzfristige Ansprüche)
- J - b . 長期保険・年金準備金 (Längerfristige Ansprüche)
- K . 企業年金に関する準備金 (Ansprüche aus Pensionsrückstellungen)

当項目は、保険加入者が、保険や年金基金に積み立てた資金を指す。

保険・年金準備金は、保険・年金基金の資産の増減に対応して増減するため、家計の未実現のキャピタルゲインも反映されている。保険・年金準備金は短期と長期に区分される。また、異常危険準備金も、損害保険会社の保険加入者に対する債務として計上されている。

企業年金に関する準備金には、家計の企業に対する退職金請求権 (退職給付引当金) も含まれ、各法人部門の負債に計上されている。

(比較上の留意点)

保険準備金に関し、我が国の資金循環統計では、保険異常危険準備金を、保険加入者に対する債務ではなく、保険会社の留保利益と位置づけており、保険準備金として計上していない。また、未経過保険料や支払備金は未収・未払金に計上している。ドイツの資金循環統計における短期保険準備金は、未経過保険料や支払備金に相当するものと考えられる。

また、企業年金に関する準備金に関し、我が国の資金循環統計では退職給付引当金等の内部積立は、企業の留保利益と位置づけており、家計の金融資産として取り扱っていない。

L . その他 (Sonstige Verpflichtungen)

その他は、非金融部門に分類される主体間の債権債務を指す。非居住者と国内非金融部門 に分類される居住者との間の債権債務関係も含まれる。

具体的には、制度融資 (政府の企業に対する融資)、消費者信用 (小売業者の消費者に対する信用)、対内外借款、対内外直接投資、貿易信用、国際機関に対する政府出資、等が含まれる。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、「非金融部門貸出」、「企業間・貿易信用」、「対

外証券投資」、「その他対外債権債務」を独立項目とし、「対内直接投資」を、株式・出資金として計上している。なお「消費者信用」は、金融機関による信用のみを把握・計上しており、小売業者による信用は、把握・計上していない。

4 . フランスの資金循環統計

概 要

フランスの資金循環統計は、フランス銀行 (Banque de France) によって四半期毎に、約 16 週間後に公表されており、計数は 1953 年まで溯ることができる²⁴。また、同統計を基礎にして、フランス経済統計局 (INSEE : Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques) でも国民経済計算の一部として金融勘定が作成されている。

勘定は、25 の部門と 47 の取引項目から成り立っており、金融取引を対象としたフロー表、ストック表が作成されている。調整表は 1999 年から作成が開始され、保有資産の価値の変化を計上する「再評価勘定」と統計の枠組みの変更等に係る調整を計上する「その他勘定」に分けて公表されている²⁵。

資金循環統計の枠組みについては、ここ数年、E S A 9 5 に対応した見直し作業が行われていたが、本年 6 月に当作業が一段落し、1999 年のデータから、見直し後の統計が公表されている。

統計の枠組み、項目の定義等については、見直し前の統計について、フランス銀行から、資金循環統計に関する用語解説 ("Le lexique du TOF < Tableau d'opération financières > ") として公表されており、フランス銀行のホームページ (Présentation générale) においては、見直し後の統計についての説明が掲載されている²⁶。

²⁴ ただし、四半期計数は大まかな部門分類によるものであり、詳細な統計は年次でのみ作成されている。

²⁵ なお、1999 年から、フラン建て、外貨建てという区別が廃止され、新たにユーロ建て、ユーロ以外の通貨建て、という区分が導入された。また、株式の内訳も、国内・海外という二分類から、国内・EU圏内・EU圏外という三分類に変更された。これらの、統計の枠組みの変更に伴う計上額の変更は 1999 年の「その他勘定」に計上されている (1998 年以前の計数は遡及訂正されていない点にも留意が必要)。

²⁶ 以下の記述は、見直し後の統計の説明をベースに、見直し前の統計に関する用語解説を参照しながら整理したものである。

(1) 各部門の内容と比較上の留意点

1 . 非金融法人部門 (Sociétés non Financières - S11)

当部門は国営大企業 (Grandes Entreprises Nationales) その他の非金融法人企業 (Autres Sociétés et Quasi-sociétés Non Financières) に分かれる。

1 - 1 . 国営大企業 (Grandes Entreprises Nationales)

エネルギー会社 (電力 < E D F >、ガス < G D F >、石炭 < Charbonnages de France >)、公共交通機関 (国鉄 < S N C F >、地下鉄 < R A T P >、航空 < Air France、Air Inter >) 通信事業会社 (電気通信 < France Telecom >、郵便 < La Post >) が含まれる。

1 - 2 . 民間非金融法人企業 (Autres Sociétés et Quasi-sociétés Non Financières)

国営大企業を除く「非金融」の法人企業・準法人企業であり、財・サービスの生産・提供を行い、その収入は主に生産物の売上に依存する主体を指す。

2 . 金融機関 (Sociétés Financières - S12)

金融部門は金融取引を契約に基づいて行う機関を一般に指し、以下の内訳部門に分かれる。

2 - 1 . 中央銀行 (Banque Centrale – S121)

当部門は、為替安定基金を含んでいる。

(比較上の留意点)

当該部門は、中央銀行と外貨準備を所管する主体を合わせた通貨当局を意味する。我が国の資金循環統計では、外貨準備を所管する外国為替資金特別会計を、中央政府に分類している。

2 - 2 . 通貨金融機関 (Autre Institutions Financières Monétaires – S122)

以下の金融機関から成る。なお、特殊金融機関とは、クレディ・ナショナル(開発銀行) フランス不動産銀行等の政府系金融機関を指す。

- 2 - 2 - 1 . 銀行 (Banques – S122A)
- 2 - 2 - 2 . 国民貯蓄金庫 (Caisses d'Épargne - S122B)
- 2 - 2 - 3 . 預金供託公庫 (Caisses de Dépôts et Consignations – S122C)
- 2 - 2 - 4 . ファイナンス会社 (Sociétés Financières et Assimilées – S122D)
- 2 - 2 - 5 . 特殊金融機関 (Institutions Financières Spécialisées – S122E)
- 2 - 2 - 6 . MMF (OPCVM Monétaires – S122F)

(比較上の留意点)

通貨金融機関とは、我が国の資金循環統計における預金取扱機関に相当する概念である。

国民貯蓄金庫は郵便貯金に相当し、預託供託公庫は資金運用部に相当する。我が国の資金循環統計では、郵便貯金を預金取扱機関に分類する一方、資金運用部や政府系金融機関はその他金融仲介機関に分類している。また、ファイナンス会社も我が国の資金循環統計では、その他金融仲介機関に分類している。

2 - 3 . その他金融仲介機関 (Autres Intermédiaires Financiers – S123)

以下の金融機関から成る。

- 2 - 3 - 1 . 他の金融仲介機関 (Institutions Financières Diverses et Assimilées – S123A)
- 2 - 3 - 2 . MMF 以外の投資信託・投資ファンド (Autres OPCVM – S123B)

MMF 以外の投資信託・投資ファンドには、債権流動化のための特別目的会

社（SPC）が含まれる。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環統計では、特別目的会社・信託をノンバンクの内訳として分類している。

2 - 4 . 非仲介型金融機関（Auxiliaires Financiers – S124）

金融持株会社、投資顧問会社等が含まれる。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環統計では、投資顧問会社の金融資産・負債は計上していない。なお、我が国の資金循環統計では、非仲介型金融機関として証券取引所等を計上している。

2 - 5 . 保険・年金基金（Societes d'Assurance et Fonds de Pension- S125）

以下の金融機関から成る

- ・ 保険会社（Organismes d'Assurance et de Capitalisation）
生命保険会社、損害（非生命）保険会社、再保険会社を含む。
- ・ 共済保険（Mutuelles）
相互扶助を目的とする、非営利の保険機関。
- ・ 年金基金（Fonds de Pension）

3 . 公共機関（Administrations Publiques – S13）

公共機関は国家歳入及び財源の分配機関であり、その歳入を、主に税収入あるいは社会保険料収入に依存するものである。当部門は、以下の部門に区分される。

3 - 1 . 中央公共機関（Administration Centrale – S1311）

以下の機関から成る。

3 - 1 - 1 . 国 (Etat – S13111)

一般会計、特別会計等で歳入・歳出を行う行政機関である。

3 - 1 - 2 . 中央行政機関 (Organismes Divers d'Administration Centrale – S13112)

国の会計から独立して運営されている特殊法人。証券取引委員会 (COB) 等が含まれる。

3 - 2 . 地方公共団体 (Administrations Locales – S1313)

地方公共団体や、地方行政機関 (商工会議所、公的扶助事務所、土地開発公社等) が含まれる。

3 - 3 . 社会保障基金 (Adminiattrations de Sécurité Sociale – S1314)

社会保険制度や公的病院等、社会保険を基盤とする機関が含まれる。

4 . 家計 [個人企業を含む] (Ménages Compris Entreprises Individuelles S14)

4 - 1 . 個人企業 (Entreprises Individuelles S14A)

フランスに居住している消費者もしくは個人企業を指す。給与所得、財産所得、他部門からの移転所得、生産収入 (個人企業の場合) を収入源とする主体である。

4 - 2 . 家計 (Ménages hors Entrepreneurs Individuels S14B)

個人企業を除いた家計である。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、個人企業と家計と区分していない。

5 . 対家計民間非営利団体 (Institutions Sans but Lucratif au Service des Ménages – S15)

宗教団体、企業団体、政治団体等の非営利団体が含まれる。

6 . 海外 (Reste du Monde – S2)

E U域内と域外で分離して計上することを目標としているが、現状ではそのような分離を行っていない。

(2) 取引項目の内容と比較上の留意点

A . 貨幣用金及び S D R (Or Monétaire et DTS – F1)

以下の項目に細分類される。

A - a . 貨幣用金 (Or Monétaire – F11)

A - b . S D R (Droits de Tirage Spéciaux – F12)

貨幣用金・S D Rは、フロー、残高共に海外と中央銀行との間の債権債務として計上している。つまり、貨幣用金・S D Rは中央銀行の資産、海外の負債として計上される。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計でも、金・S D Rに関する取引は中央銀行(又は中央政府)と海外との間の取引として計上している。一方で、残高に関しては、中

中央銀行・中央政府の資産として計上する一方で、海外の負債としては計上していない（93 SNAにおける取扱に従っている）。

B . 現金・預金（Numéraires et Dépôts - F2）

現金および預金を含む支払手段である。細分類は以下のようになっている。

B - a . 現金（Numéraires – F21）

紙幣及び硬貨であり、ユーロ（F21010）とユーロ以外（F21020）に分かれる。紙幣が中央銀行の負債として計上されるのに対し、硬貨は中央政府の負債として計上される。

（比較上の留意点）

我が国の資金循環統計では、貨幣を中央銀行が発行するものとして計上するとともに、中央銀行が中央政府に対する債権を保有するものと擬制して、当該擬制債権を「その他」に計上している。

B - b . 流動性預金（Dépôts Transférables – F22）

決済が可能であり小切手の振出しが可能な当座預金、普通預金を指す。ユーロ建て（F22010）とユーロ以外の通貨建て（F22020）に区分される。

B - c . その他の預金（Autre Dépôts – F29）

支払手段として即時に用いられず、かつ、市場で譲渡することができない預金を指す。通常、元本割れのリスクがないものである。以下の項目に細分類される。なお、それぞれユーロ建てとユーロ以外の通貨建てが別途計上される。

B - c - a . 貯蓄預金（Placements à Vue - F291）

B - c - b . 定期預金（Placements à Échéance - F292）

B - c - c . 契約貯蓄（Epargne Contractuelle - F293）

- B - c - d . コール (Refinancement entre Institutons Financieres – F295)
- B - c - e . 金融機関預金 (Comptes de Correspondants Financiers - F296)
- B - c - f . 国際機関預金 (Dépôts Auprès des Organismes Internationaux – F297)
- B - c - g . その他預金等 (Dépôts et Cautionnement Divers – F299)

コールには、短期の金融機関内の現先取引も含まれる。

- B - d . 未収利子 (Intérêts courus non Échus sur Dépôt – F28)

預金について期間中に発生した利子のうち、受け取っていないものであり、ユーロ預金分とユーロ以外の預金分 から成る。

- C . 株式以外の証券 (Titres Hors Actions – F3)

- C - a . 短期証券 (TCN et Titres Assimilés – F331)

満期の短いTB、金融債、CD、CP等からなる。ユーロ建て (F3311) とユーロ以外の通貨建て (F3312) に区分される。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、CDを預金の内訳項目として独立計上している。

- C - b . 債券 (Obligations et Assimilés- F332)

譲渡可能な長期債券を指す。転換社債も含まれる一方、譲渡不可能な債券は、債券の形態を採っていても、長期貸出に計上される。発行体は、非金融法人、金融機関、地方公共団体、国である。

ユーロ建て (F3321) とユーロ以外の通貨建て (F3322) に区分される。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計でも、転換社債・ワラント債等を事業債として計上している。一方、流動性がなく譲渡不可能と思われる債券に関しても特段区

別せず、債券として計上している。

C - c . 金融派生商品 (Produits Financiers Dérivés – F34)

通常のオプション系、フォワード系の金融派生商品に加えて、ワラントも金融派生商品として認識している。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計ではワラントを金融派生商品として認識せず、ワラント債全体を事業債として計上している。

C - d . 未収利子 (Intérêts Courus non Echus sur TCN – F38)

債券について期間中に発生した利子のうち、受け取っていないものであり、ユーロ預金分とユーロ以外の預金分 から成る。

D . 貸出 (Crédits – F4)

D - a . 短期貸出

D - a - a . 金融機関による貸出 (Prêts à Court Terme des IF aux ANF – F411)

金融機関から非金融部門に対する、満期1年以下の貸出を指し、現先取引も含まれる。ユーロ建て (F4111) とユーロ以外の通貨建て (F4112) に区分される。金融機関内の短期貸出は、コールとして預金に計上される。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、貸出を通貨別に区分しておらず、外貨建貸出も、民間金融機関貸出、公的金融機関貸出金に含まれる。また、コールは貸出の細区分として計上される。

D - a - b . 非金融部門短期貸出 (Autres Prêts à Court Terme – F419)

金融機関以外の主体による短期の貸出を指す。

D - b . 中長期貸出

D - b - a . 非金融機関向け貸出 (Prêts à Long Terme des IF aux ANF – F421)

金融機関から非金融部門に対する、満期1年超の貸出を指す。ユーロ建 (F4211) とユーロ以外の通貨建て (F4212) に分かれる。

D - b - b . 金融機関向け貸出 (Prêts Entre IF – F422)

金融機関間の満期1年超の貸出を指す。ユーロ建 (F4211) とユーロ以外の通貨建て (F4212) に分かれる。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、金融機関向け貸出を区別せず、民間金融機関貸出、公的金融機関貸出金に含めている。

D - b - c . 非金融部門貸出 (Autre Prêts – F429)

金融機関以外による貸出を指す。

D - c . 未収利子 (Intérêts Courus non Echus sur Crédits – F48)

貸出について期間中で発生した利子のうち、受け取っていないものであり、ユーロ建て分とユーロ以外の通貨建て分から成る。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、未収利子は未収税金等と共に、未収・未払金として計上している。

E . 株式・出資金 (Actions et Autres Participations - F5)

E - a . 投資信託以外の株式・出資金 (Actions et Autres Participations hors Titres d'OPCVM- F51)

以下の項目から成る。

E - a - a . 公開株式 (Actions Cotées F511)

E - a - b . 非公開株式 (Actions non Cotées F512)

E - a - c . その他持分 (Autres Participations - F513)

その他持分には、組合、共済等に対する持分、非居住者企業のフランス支店に対する出資、居住者企業の海外支店に対する出資、公的企業に対する政府出資等が含まれる。

また、株式に関しては、フランスで発行された株式、(フランス以外の) ユーロ圏内で発行された株式、ユーロ圏外で発行された株式に分けて計上されている。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、居住者による海外の株式の取得は株式・出資金ではなく、対外証券投資に計上される。

E - b . 投資信託 (Titres d'OPCVM - F52)

OPCVM (投資信託・ファンド) に対する持分であり、以下から成る。

E - b - a . MMF 等 (Titres d'OPCVM Monétaires - F521)

MMF 等、マネーサプライ統計の対象となる投資信託受益証券を指す。

E - b - b . 投資信託受益証券(その他)(Titres d'OPCVM Généraux - F522)

MMF以外の投資信託受益証券を指し、ユーロ建てとユーロ以外の通貨建てから成る。

E - b - c . その他投資ファンド証券 (Titres de Fonds d'Investissements Divers - F523)

投資信託以外の投資ファンドに関する受益証券を指す。債権流動化関連商品を含む。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計では、債権流動化関連商品は、投資信託受益証券に含めず、別途独立した取引項目として計上している。

F . 保険・年金準備金 (Provisions Techniques d'Assurance – F6)

F - a . 家計に帰属する保険・年金準備金 (Droits nets des Ménages sur les prov. Tech d'Ass. vie et sur les Fonds de Pension – F61)

生命保険と年金について、将来の支払に備えて蓄積される準備金を指し、保険準備金 (Droits nets des ménages sur les prov. tech d'ass. vie) と年金準備金 (Droits nets des ménages sur les fonds de pension) から成る。現時点では、保険準備金と年金準備金への区分はなされていない。

F - b . 未経過保険料・異常危険準備金 (Provisions pour Primes non Acquisées et Provisions pour Sinistre – F62)

保険料の前受に係る債権債務や、異常災害に備えた準備金を指す。

G . その他資産・負債 (Autres Comptes à Receivour ou à Payer – F.7)

G - a . 企業間信用

G - a - a . 短期企業間信用 (Crédits Commerciaux a Court Term – F711)

G - a - b . 長期企業間信用 (Crédits Commerciaux a Long Term – F712)

企業間信用は、財・サービスの経常的な取り引きによって伴って発生する債権債務を指す。

(比較上の留意点)

我が国の資金循環統計の、企業間・貿易信用と非金融部門貸出金を合計したものに相当する。

G - b . 企業間信用以外のその他資産・負債 (Autres Comptes à Receivour ou à Payer à l'Exclusion des Credits Commerciaux et Avances – F79)

G - c . 統計上の不突合 (Décalages Comptables – F792)

取引主体間での記録時点の相違や、約定と決済の間のタイムラグ等に起因する、資産・負債の不一致を計上する項目である。

付 部門・取引項目一覧

1 . 日本の資金循環統計

部門一覧

コード	部門名	Names of Sectors
1	金融機関	Financial Institutions
1-1	中央銀行	Central Bank
1-2	預金取扱機関	Depository Corporations
1-2-1	銀行等	Banks
1-2-1-1	国内銀行	Domestically Licensed Banks
1-2-1-2	在日外銀	Foreignowned Banks in Japan
1-2-1-3	農林水産系金融機関	Financial Institutions for Agriculture, Forestry, and Fisheries
1-2-1-4	中小企業金融機関	Financial Institutions for Small Businesses
1-2-2	郵便貯金	Postal Savings
1-2-3	合同運用信託	Collectively Managed Trusts
1-3	保険・年金基金	Insurance and Pension Funds
1-3-1	保険	Insurance
1-3-1-1	生命保険	Life Insurance
1-3-1-1-1	民間生命保険会社	Of which: Private Life Insurance Companies
1-3-1-2	非生命保険	Nonlife Insurance
1-3-1-2-1	民間侵害保険会社	Of which: Private Nonlife Insurance Companies
1-3-1-3	共済保険	Mutual Aid Insurance
1-3-2	年金基金	Pension Funds
1-3-2-1	企業年金	Corporate Pensions
1-3-2-2	その他年金	Other Pensions
1-4	その他金融仲介機関	Other Financial Intermediaries
1-4-1	証券投資信託	Securities Investment Trusts
1-4-1-1	公社債投信	Bond Investment
1-4-1-1-1	MMF・MRF	Of which: MMF, MRF
1-4-1-2	株式投信	Stock Investment Trusts
1-4-2	ノンバンク	Nonbanks
1-4-2-1	ファイナンス会社	Finance Companies
1-4-2-2	特別目的会社・信託	Structuredfinancing Special Purpose Companies and Trusts
1-4-3	公的金融機関	Public Financial Institutions
1-4-3-1	資金運用部	Trust Fund Bureau
1-4-3-2	政府系金融機関	Government Financial Institutions
1-4-4	ディーラー・ブローカー	Financial Dealers and Brokers
1-4-4-1	証券会社	Of which: Securities Companies
1-4-5	単独運用信託	Noncollectively Managed Trusts
1-5	非仲介型金融機関	Financial Auxiliaries
2	非金融法人企業	Nonfinancial Corporations
2-1	民間非金融法人企業	Private Nonfinancial Corporations
2-2	公的非金融法人企業	Public Nonfinancial Corporations
3	一般政府	General Government
3-1	中央政府	Central Government
3-2	地方公共団体	Local Governments
3-3	社会保障基金	Social Security Funds
3-3-1	公的年金	Of which: Public Pensions
4	家計	Households
5	対家計民間非営利団体	Private Nonprofit Institutions Serving Households
6	海外	Overseas

取引項目一覧

コード	取引項目名	Names of transaction items
A	現金・預金	Currency and Deposits
A-a	現金	Currency
A-b	日銀預け金	Deposits with the Bank of Japan
A-c	政府預金	Government Deposits
A-d	流動性預金	Transferable Deposits
A-e	定期性預金	Time and Savings Deposits
A-f	譲渡性預金	Certificates of Deposit
A-g	外貨預金	Foreign Currency Deposits
B	資金運用部預託金	Deposits with the Trust Fund Bureau
C	貸出	Loans
C-a	日銀貸出金	Bank of Japan Loans
C-b	コール	Call Loans and Money
C-c	買入手形・売渡手形	Bills Purchased and Sold
C-d	民間金融機関貸出金	Loans by Private Financial Institutions
C-d-a	住宅貸付	Housing Loans
C-d-b	消費者信用	Consumer Credit
C-d-c	企業・政府等向け	Loans to Companies and Governments
C-e	公的金融機関貸出金	Loans by Public Financial Institutions
C-e-a	住宅貸付	Of which: Housing Loans
C-f	非金融部門貸出金	Loans by the Nonfinancial Sector
C-g	割賦債権	Installment Credit not included in Consumer Credit
C-h	現先・債券貸借取引	Repurchase Agreements and Securities Lending Transactions
D	株式以外の証券	Securities other than Shares
D-a	政府短期証券	Financing Bills
D-b	国債	Central Government Securities
D-c	地方債	Local Government Securities
D-d	政府関係機関債	Public Corporation Securities
D-e	金融債	Bank Debentures
D-f	事業債	Industrial Securities
D-g	居住者発行外債	External Securities issued by Residents
D-h	CP	Commercial Paper
D-i	投資信託受益証券	Investment Trust Beneficiary Certificates
D-j	信託受益権	Trust Beneficiary Rights
D-k	債権流動化関連商品	Structured-Financing Instruments
D-l	抵当証券	Mortgage Securities
E	株式・出資金	Shares and other Equities
E-a	株式	Of which: Shares
F	金融派生商品	Financial Derivatives
F-a	フォワード系	Forward-type Instruments
F-b	オプション系	Option-type Instruments
G	保険・年金準備金	Insurance and Pension Reserves
G-a	保険準備金	Insurance Reserves
G-b	年金準備金	Pension Reserves
H	預け金	Money Deposited
I	企業間・貿易信用	Trade Credits and Foreign Trade Credits
J	未収・未払金	Receivables and Payables
K	対外直接投資	Outward Direct Investment
L	対外証券投資	Outward Investment in Securities
M	その他対外債権債務	Other External Claims and Debts
M-a	うち金・SDR等	Of which: Gold and SDRs etc.
N	その他	Others
Y	資金過不足 金融資産・負債差額 調整差額	Financial Surpluses and Deficits Difference between Financial Assets and Liabilities Difference in Reconciliation Amounts

2. アメリカの資金循環統計

部門一覧

コード	部門名	Names of Sectors
F100	家計及び対家計民間非営利団体	Household and Nonprofit Organizations
F101	非金融企業	Nonfinancial Business
F102	非金融法人企業（農業を除く）	Nonfarm Nonfinancial Corporate Business
F103	個人企業（農業を除く）	Nonfarm Noncorporate Business
F104	農業	Farm Business
F105	地方公共団体	State and Local Governments
F106	中央政府	Federal Government
F107	海外	Rest of the World
F108	通貨当局	Monetary Authority
F109	商業銀行	Commercial Banking
F110	国内銀行	U.S.-Chartered Commercial Banks
F111	在米外銀	Foreign Banking Offices in U.S.
F112	銀行持株会社	Bank Holding Companies
F113	本土以外にある商業銀行	Banks in U.S.-Affiliated Areas
F114	貯蓄金庫	Saving Institutions
F115	信用組合	Credit Unions
F116	個人信託	Bank Personal Trusts and Estates
F117	生命保険会社	Life Insurance Companies
F118	非生命保険会社	Other Insurance Companies
F119	民間年金基金	Private Pension Funds
F120	州・地方職員退職基金	State and Local Government Employee Retirement Funds
F121	MMMF	Money Market Mutual Funds
F122	ミューチュアルファンド	Mutual Funds
F123	クローズド・エンドファンド	Closed-End Funds
F124	政府後援金融機関	Government-Sponsored Enterprise
F125	連邦政府モーゲージプール	Federally Related Mortgage Pools
F126	ABS発行機関	Issuers of Asset-Backed Securities <ABSs>
F127	ファイナンス会社	Finance Companies
F128	モーゲージ会社	Mortgage Companies
F129	不動産投信	Real Estate Investment Trusts
F130	ディーラー・ブローカー	Security Brokers and Dealers
F131	ファンディング会社	Funding Corporations

第1章における分類

金融機関内訳
預金取扱機関 = F109+F114+F115
保険・年金基金 = F117+F118+F119+F120
その他金融仲介機関 = F116+F121+F122+F123+F124+F125+F126+F127+F128+F129+F130+F131

取引項目一覧

コード	取引項目名	Names of transaction items
F200	貨幣用金及び外貨準備	Gold and Official Foreign Exchange Holdings
F201	特別引出権証書および財務省発行貨幣	SDR Certificates and Treasury Currency
F202	海外預金	U.S. Deposits in Foreign Countries
F203	インターバンク債権	Net Interbank Claims
F204	現金・当座預金	Checkable Deposits and Currency
F205	定期性預金	Time and Saving Deposits
F206	MMMF	Money Market Mutual Fund Shares
F207	フェデラルファンド及びレポ取引	Federal Funds and Security Repurchase Agreement
F208	オープン市場証券	Open Market Paper
F209	国債	Treasury Securities
F210	政府関係機関債	Agency Securities
F211	地方債・地方借入	Municipal Securities and Loans
F212	事業債及び外債	Corporate and Foreign Bonds
F213	株式	Corporate Equities
F214	投資信託受益証券	Mutual Fund Shares
F215	その他の銀行貸出	Bank Loans Not Elsewhere Classified
F216	その他貸出	Other Loans and Advances
F217	抵当貸付	Total Mortgages
F218	住宅抵当貸付	Home Mortgage
F219	集合住宅抵当貸付	Multifamily Residential Mortgage
F220	商業抵当貸付	Commercial Mortgage
F221	農業抵当貸付	Farm Mortgage
F222	消費者信用	Consumer Credit
F223	企業間信用	Trade Credit
F224	証券金融	Security Credit
F225	保険・年金準備金	Life Insurance and Pension Funds Reserves
F226	未払税金	Taxes Payable by Business
F227	信託受益権	Investment in Bank Personal Trust
F228	非法人企業持分	Proprietors' Equity in Noncorporate Business
F229	その他	Total Miscellaneous Financial Claims
F230	その他（上記以外の項目）	Identified Miscellaneous Financial Claims
F231	その他（上記以外の項目）	Identified Miscellaneous Financial Claims
F232	その他（統計上の不突合）	Unidentified Miscellaneous Financial Claims

第1章における分類

取引項目内訳
現金・預金 = F202+F204+F205
貸出 = F203+F207+F215+F216+F217+F224
債券 = F208+F209+F210+F211+F212+F222+F227
投資信託 = F206+F214
株式・出資金 = F213+F228
保険・年金準備金 = F225

3. イギリスの資金循環統計

部門一覧

コード	部門名	Names of Sectors
S11	非金融法人企業	Non-financial Corporations
S11001	公的非金融法人企業	Public Non-financial Corporations
S11102/3	民間非金融法人企業	Private Non-financial Corporations
S12	金融機関	Financial Corporations
S121+S122	通貨金融機関 (MFIs) 銀行等 住宅貸付組合	Monetary Financial Institutions Banks Building Societies
S123+S124	その他金融仲介機関・非仲介型金融機関	Other Financial Intermediaries & Auxiliaries
S125	保険・年金基金	Insurance Corporations and Pension Funds
S13	一般政府	General Government
S1311	中央政府	Central Government
S1313	地方公共団体	Local Government
S14+S15	家計及び対家計民間非営利団体	Household and NPISH
S2	海外	Rest of the World

第1章における分類

金融機関内訳	取引項目内訳
預金取扱機関 = S121+S122	現金・預金 = F2
保険・年金基金 = S125	貸出 = F4
その他金融仲介機関 = S123+S124	債券 = F3-F34
	投資信託 = F52
	株式・出資金 = F514+F515+F516+F519
	保険・年金準備金 = F6

取引項目一覧

コード	取引項目名	Names of transaction items
F1	貨幣用金・SDR	Monetary Gold and Special Drawing Rights
F2	現金・預金	Currency and Deposits
F21	現金	Currency
F22	預金	Deposits with MFIs
F221	国内預金	Deposits with UK MFIs
F2211	ポンド建て預金	Strling Bank Deposits
F2212	外貨預金	Foreign Currency Bank Deposits
F229	海外預金	Deposits with Rest of the World MFIs
F29	その他預金	Other Deposits
F3	株式以外の証券	Securities other than Shares
F331	短期証券	Money Market Instrument
F3311	TB	Issued by UK General Government
F3315	CD・金融機関CP	Issued by UK Monetary Financial Institutions
F3316	CP	Issued by Other UK Residents
F3319	非居住者CP・TB	Issued by Rest of the World
F332	中長期債	Bonds
F3311	国債	Issued by UK Central Government
F3322	地方債	Issued by UK Local Authorities
F3325	金融債	Issued by UK Monetary Financial Institutions
F3326	事業債	Issued by Other UK Residents
F3329	非居住者債	Issued by Rest of the World
F34	金融派生商品	Financial Derivatives
F4	貸出	Loans
F41	短期貸出	Short Term Loans
F441	金融機関貸出	Loans by UK Monetary Financial Institutions
F419	非居住者貸出	Loans by Rest of the World MFI's
F42	長期貸出	Long Term Loans
F421	直接投資貸出	Direct Investment Loans
F422	住宅貸付	Loans Secured on Dwellings
F423	ファイナンシャル・リース	Finance Leasing
F424	通貨金融機関以外の居住者貸出	Other Loans
F429	非居住者貸出	Other Loans by the Rest of the World
F5	株式・出資金等	Shares and other Equity
F514	上場・店頭登録	Quated UK Companies
F515	非公開株式	Unquated UK Companies
F516	その他持分	Other UK Equity
F519	非居住者発行株式	Shares and other Equity Issued by the Rest of the World
F52	投資信託受益証券	Mutual Funds' Share
F521	国内投信	UK mutual Funds' Share
F529	海外投信	Rest of the World Mutual Funds' Share
F6	保険・年金準備金	Insurance Technical Reserves
F61	準備金に対する家計の持分	Net Equity of Households in Life Insurance
F62	未経過保険料・支払備金	Reserves and Pension Funds' Reserves Prepayments of Insurance Premiums and Reserve for Outstanding Claims
F7	その他	Other Accounts Receivables/Payables

4. ドイツの資金循環統計

部門一覧

コード	部門名	Names of Sectors
	家計及び対家計民間非営利団体	Private Haushalte und Private Organisationen ohne Erwerbszweck
	非金融法人企業	Nicht Finanzielle Kapitalgesellschaften
	一般政府 政府 社会保障基金	Staat Gebietskörperschaften Sozialversicherungen
	金融機関 通貨金融機関 保険・年金基金 その他金融機関	Inlandische Finanzielle Monetäre Finanzinstitute Versicherungen Sonstige Finanzinstitute
	海外	Übrige Welt

第1章における分類

金融機関内訳	取引項目内訳
預金取扱機関 = 銀行	現金・預金 = 現金・預金
保険・年金基金 = 保険・年金基金	貸出 = 貸出
その他金融仲介機関 = その他金融機関	債券 = 短期証券 + 債券
	投資信託 = 投資信託受益証券
	株式・出資金 = 株式
	保険・年金準備金 = 保険準備金 + 年金準備金

取引項目一覧

コード	取引項目名	Names of transaction items
	貨幣用金及びS D R	Währungsgold und Sonderziehungsrechte
	現金・預金 現金・流動性預金 定期性預金 貯蓄性預金 貯蓄証書	Bargeld und Einlagen Bargeld und Sichteinlagen Termingelder Spareinlagen Sparbriefe
	短期証券 債券 金融派生商品	Geldmarktpapiere Rentenwerte Finanzderivate
	株式 株式以外の持分 投資信託受益証券	Aktien Sonstige Beteiligungen Investmentzertifikate
	貸出 短期貸出 長期貸出	Kredite Kurzfristige Kredite Längerfristige Kredite
	保険・年金準備金 短期保険・年金準備金 長期保険・年金準備金 企業年金に関する準備金	Ansprüche Gegenüber Versicherungen Kurzfristige Ansprüche Längerfristige Ansprüche Ansprüche aus Pensionstrückstellungen
	その他	Sonstige Forderungen/Verpflichtungen

5. フランスの資金循環統計

部門一覧

コード	部門名	Names of Sectors
S11	非金融法人部門	Sociétés Non Financières
S12	金融機関	Institutions Financières
S121	中央銀行	Banque Centrale
S122	通貨金融機関	Autre Institutions Financières Monétaires
S122A	銀行	Banques
S122B	国民貯蓄金庫	Caisses d'Epargne
S122C	預金供託公庫	Caisses de Dépôts et Consignations
S122D	ファイナンス会社	Sociétés Financières et Assimilées
S122E	特殊金融機関	Institutions Financières Spécialisées
S122F	MMF	OPCVM Monétaires
S123	その他金融仲介機関	Autres Intermédiaires Financiers
S123A	他の金融仲介機関	Institutions Financières Diverses et Assimilées
S123B	MMF以外の投資信託・投資ファンド	Autres OPCVM
S125	保険・年金基金	Sociétés d'Assurance et Fonds de Pension
S13	公共機関	Administrations Publiques
S1311	中央公共機関	Administration Centrale
S13111	国	Etat
S13112	中央行政機関	Organismes Divers d'Administration Centrale
S1313	地方公共団体	Administrations Locales
S1314	社会保障基金	Administrations de Sécurité sociale
S14	家計 [個人企業を含む]	Ménages(Compris Entreprises Individuelles)
S14A	個人企業	Entreprises Individuelles
S14B	家計	Ménages hors Entrepreneurs Individuels
S15	対家計民間非営利団体	Institutions sans but Lucratif au Service des Ménages
S2	海外	Reste du Monde

第1章における分類

金融機関内訳	取引項目内訳
預金取扱機関 = S122-S122F	現金・預金 = F2-F295
保険・年金基金 = S125	貸出 = F4+F295-F48
その他金融仲介機関 = S122F+S123	債券 = F3-F34-F38
	投資信託 = F52
	株式・出資金 = F51
	保険・年金準備金 = F6

取引項目一覧

コード	取引項目名	Names of transaction items
F1	貨幣用金及びSDR	Or monétaire et DTS
F11	貨幣用金	Or
F12	SDR	Droits de Tirage Spéciaux
F2	現金・預金	Numéraires et Dépôts
F21	現金	Numéraires
F22	流動性預金	Dépôts Tranférables
F29	その他の預金	Autre Dépôts
F291	貯蓄預金	Placements à Vue
F292	定期預金	Placements à Echéance
F293	契約貯蓄	Epargne Contractuelle
F295	コール	Refinancement Entre Institutos Financieres
F296	金融機関預金	Comptes de Correspondants Financiers
F297	国際機関預金	Dépôts Auprès des Organismes Internationaux
F299	その他預金等	Dépôts et Cautionnement Divers
F28	未収利子	Intérêts Courus non Echus sur Dépôt
F3	株式以外の証券	Titres hors Actions
F331	短期証券	TCN et Titres Assimlés
F332	債券	Obligations et Assimlés
F34	金融派生商品	Produits Financiers Dérivés
F38	未収利子	Intérêts Courus non Echus sur TCN
F4	貸出	Crédits
F41	短期貸出	Crédits à Court Terme
F41	金融機関による貸出	Prêts à Court terme des IF aux ANF
F419	非金融部門貸出	Autres prêts à Court Terme
F42	長期貸出	Crédits à Long Terme
F421	金融機関による貸出	Prêts à Long Terme des IF aux ANF
F422	金融機関向け貸出	Prêts Entre IF
F429	非金融部門貸出	Autre Prêts
F48	未収利子	Intérêts Courus non Echus sur Crédits
F5	株式・出資金	Actions et Autres Participations
F51	投資信託以外の株式・出資金	Actions et Autres Participations hors Titres d'
F511	公開株式	Actions Cotées
F512	非公開株式	Actions non Cotées
F513	その他持分	Autres Participations
F52	投資信託	Titres d'OPCVM
F521	MMF等	Titres d'OPCVM Monétaires
F522	投資信託受益証券(その他)	Titres d'OPCVM Généraux
F523	その他投資ファンド証券	Titres de Fonds d'Investissements Divers
F6	保険・年金準備金	Provisions Techniques d'Assurance Droits Nets des Ménages sur les Prov. tech d'Ass. vie
F61	家計に帰属する保険・年金準備金	et sur les Fonds de Pension Provisions pour Primes non Acquisées et Provisions
F62	未経過保険料・異常危険準備金	pour Sinistre
F7	その他資産・負債	Autres Comptes à Receivour ou à Payer
F71	企業間信用	Crédits Commerciaux et Avances
F711	短期企業間信用	à Court Terme
F712	長期企業間信用	à Long Terme
F79	企業間信用以外の資産・負債	Autres Comptes à Receivour ou à Payer à l'Exclusion
F792	統計上の不突合	des Credits Commerciaux et Avances Decalages Comptables